目次

第一章
ULの事業概要 ---------- 005

第二章
製品安全試験認証サービス ---------- 007

UL認証サービス ---------- 008
リスティング・マーク
レコグナイズド・コンポーネント・マーク
クラシフィケーション・マーク
エンハンストULマーク

予備評価サービス ---------- 012
プレサーティフィケーション（認証取得準備）
サービス ---------- 012
認証要求の事前調査プログラム ---------- 012
その他のサービス ---------- 013

フィールド・エバリュエーション（現地評価）
サービス ---------- 015

CBスキームに基づく国際認証サービス ------ 017

地域・国別製品安全認証サービス ---------- 018
欧州-CEマーキング、UL-EUマーク、UL-GSマーク、Dマーク
日本-UL-JPマーク、Sマーク、PSEマーク、PSCマーク
中国-CCCマーク
韓国-KCマーク（旧ekマーク）
台湾-BSMIマーク
シンガポール-Safetyマーク
ロシア・ベラルーシ・カザフスタン-EACマーク
ブラジル-UL-BR INMETROマーク
メキシコ-UL-MX NOMマーク
アルゼンチン-UL-AR Sマーク
オーストラリア・ニュージーランド-UL NZ認証

第三章
ベリフィケーション（検査・検証）サービス--053

EMC/無線試験サービス ---------- 054
1. カテゴリー別の申請
無線試験サービス
Bluetoothロゴ認証サービス
Qiマーク認証サービス
SAR試験サービス
自動車EMC　Eマーキング認可取得サービス
医療機器EMC試験サービス
2. 地域・国別の申請
日本-VCCI試験サービス
日本-国内無線機器登録証明サービス
米国・カナダ- FCC/IC TCB申請サービス
欧州-CEマーキング適合支援サービス
（EMC指令・R&TTE指令）
オーストラリア・ニュージーランド
-RCMマーク試験サービス
韓国-KCマーク
各国電波法認可取得支援サービス

米国ENERGY STAR®
エネルギー効率認証サービス ---------- 076

その他の検査・検証サービス ---------- 077

第四章
医療機器・ラボ用機器適合性評価サービス ----079

安全/EMC規格、各国規制に準じた
評価・証明サービス ---------- 080
CB試験証明
型式試験レポート(Informotive Report)/委託試験
薬事法　指定管理医療機器認証サービス
品質マネジメントシステム審査・登録サービス
海外認証および申請支援サービス

第五章
環境認証サービス ----------087
環境性能検証サービス
環境製品認証サービス
揮発性有機化合物（VOC）の測定、GREENGUARD認証サービス
企業の持続可能性指数サービス

付録
UL申請で役立つ予備知識 ----------097

申請者、登録者、製造者とは ----------098

オルタネイト/マルチプル・リスティング・プログラム----------098
オルタネイト・リスティング・プログラム（代理登録）
マルチプル・リスティング・プログラム（他社ブランド登録）
申請時に必要な書類
注意点

サービス契約書 ----------099

予納金 ----------100

適合性評価終了時に発行されるお客様への通知----------100
完了通知書
ULマーク使用許可書

請求書（インボイス）の発行・お支払い------101
New Work（認証申請）費
フォローアップサービス費

UL認証時にお客様に送付される書類 -------102
ULレポートとフォローアップサービス・プロシージャ
フォローアップサービス・プロシージャとは
ULレポート/フォローアップサービス・プロシージャの一般的構成
主なページの記載内容
ファイルナンバー
CBインテグレーション

フォローアップサービス（工場検査） -------- 111
FUStart（ファスタート）
模擬IPI
初回ロット検査（IPI）
バリエーション・ノーティス（VN）

オーソライズド（登録）ラベルサプライヤー・プログラム---------- 114
ラベルデザインの承認
初めて登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合
２度目以降に登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合

お客様用オンラインサービス ---------- 116
MyHome
オンライン・サーティフィケーション（認証製品）ディレクトリー
UL iQ™ データベース
UL IDESプロスペクター
ULマークのダウンロード
規格情報サイト
UL規格提供サイト
COMM 2000

Q&A---------- 121
用語集 ---------- 139
事業所案内 ---------- 161

申請ガイド

2013.9

まえがき

お客様へ
当冊子は、ULへの製品安全認証やEMC測定などの各種ご申請を株式会社UL Japanを通じて行うお客様が、よりスムーズに業務を推進していただくことを願って編纂されたものです。

製品安全規制や諸々の技術要求基準は複雑多岐にわたるのみならず、お客様が製品の市場導入を計画される国/地域による違いもあります。そして市場からはますます短期のサイクルでの製品開発・出荷が求められています。ULでは、お客様のご申請に関わる情報収集にはじまり、認証取得などの目標成果達成までのプロジェクトが円滑に進み、期待以上の価値を創りだしますように努力いたしております。この冊子をその一助として、ご利用いただければ幸いです。

2012年3月
株式会社UL Japan
「申請ガイド」編集チーム

第一章
ULの事業概要

ULの事業概要

ULは、一世紀以上にわたり製品安全規格を開発し、お客様の製品の安全試験・評価や認証を提供している第三者安全科学機関です。

全世界に130を超える事業所を展開し、従業員はおよそ10,000名を数えます。その事業体制は以下の5事業分野から成り立っています。

- **Product Safety（製品安全）**
- **Life & Health（ライフ&ヘルス）**
- **Verification Services（検査・検証サービス）**
- **Environment（環境）**
- **Knowledge Services（セミナー・情報提供）**

ULマークは、北米で高い認知度を得ており、米国労働安全衛生法（OSHA法）や米国内の州・自治体などの各種安全規制への適合のため、また、保険契約、製品購入契約の条件など種々の認証取得の要求に応えるために必要、あるいは有効な手段として、最終製品や部品/材料の製造者、ユーザーの皆様に広く認められ、利用されています。

またULは、お客様の製品の出荷先国で必要な認証の発行/申請代行を実施するとともに、EMC（電磁環境両立性）/電波規制に対応したEMC/無線測定・評価、各種セミナー提供など、グローバルネットワークを駆使して、多様なサービスを提供しています。

第二章

製品安全試験認証サービス

UL は世界に認められた信頼性の高い第三者製品認証機関として、UL マークのみならず、世界各国の製品認証マークを取得していただくための試験を実施し、お客様の世界市場への進出をサポートいたします。

UL 認証サービス

UL 認証には現在、リスティング、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションという 3 種類の認証があります。

リスティング・マーク

リスティング・マークは一般的に最終製品につけられるマークで、その製品サンプルが UL 安全規格に基づいた試験を受け、UL の要求事項を満たしている場合にその使用が許可されます。

レコグナイズド・コンポーネント・マーク

レコグナイズド・コンポーネント・マークは、単体では機能しない、あるいはその機能が制限されているコンポーネント（部品・材料）に対する UL の認証マークです。これらのコンポーネントは最終製品である UL リステッド製品に使用されますが、電源やモーターなど更に別の部品に使用される場合もあります。プラスチック、ワイヤ、プリント配線板など多岐にわたる部品・材料がこのサービスの対象になっています。
これらのレコグナイズド・コンポーネントには、Conditions of Acceptability（部品使用許可条件）が定められており、これを考慮して最終製品に組み込んだり、使用する必要があります。

クラシフィケーション・マーク

クラシフィケーション・マークとは、製品固有の性質を検査し、特定条件下での使用が可能かどうか、また予測可能な事故に耐えうるかどうかを評価、認証されたことを示すマークです。

このサービスを受けるのは医療機器や工業用器具、防火機器などが主で、①特定の危険（火災、感電や傷害など）②規定された条件下の性能③ UL 規格以外の規制④国際規格など UL 以外の規格⑤その他の UL が望ましいと考える条件、の中から 1 つ以上の条件について評価し、適合性が認められるとクラシフィケーション・マークの使用が許可されます。

なお、お客様の製品が上記のどのサービスに属すのか、あるいは、適用規格・製品カテゴリーが不明な場合、見積もりのご要請の前段階としてもカスタマーサービスへお問い合わせいただければ、検討・調査をいたします。その場合、製品資料を customerservice.jp@jp.ul.com へお送りいただくことになりますのでご準備ください。

エンハンスト ULマーク

エンハンスト ULマークは、製品における認証マークの明確化、および視認性の向上を目的として、複数の UL 認証マークを 1 つのマークでまとめて表示することを可能にした新たな ULマークです。対象は、前述のリスティング・マーク、クラシフィケーション・マークに加え、UL EPH マークなどの各種 ULマーク、c-ULマーク、UL-EU マーク、UL-JP マークなどの地域別 ULマークです。

注：レコグナイズド・コンポーネント・マークは対象外です。

従来のリスティング・マークやクラシフィケーション・マークなどは、全て引き続き有効です。
このマークへは、お客様のご要望に合わせて順次切り替えを受け賜ります。

エンハンスト ULマークの構造

エンハンスト ULマークは、基本認証マークと、モジュールから構成されます。

1. 基本認証マーク
   2. サービス:UL から受けたサービスを示します。リスティングやクラシフィケーションの区別はなくし、「CERTIFIED」に統一されます。
3. モジュール
   4. 認証の種類:安全要求事項に従って認証された製品には「SAFETY」など、認証の種類が記されます。
   5. 国名コード：認証に使用された規格を使用している国を、ISO 国名コードで示します。
   6. 識別ナンバー:その製品の固有の識別子として UL ファイルナンバーが記されます。4 桁のコントロールナンバーの表記は不要です（マルチプルリスティング対象製品を除く）。

注:製品とカテゴリーによっては、製品名、クラシフィケーション情報、ラベルの発行 / シリアル番号、規格名 / 番号など特定の追加情報を、マークの近くに表示することが必要な場合があります。

UL バッジ

エンハンスト・マークの発行に伴い、UL バッジと呼ばれるシステムも導入されました。これは、製品の販売促進用に開発されたもので、包装や宣伝資料、店頭など、認証をアピールしたい際に手軽に使用していただけます。エンハンスト ULマークを使用している製品に限り、ご利用いただけます。

Marks Hub

これらのマーク・バッジは、専用ウェブサイト「Marks Hub」にて、オンラインで簡単に作成していただけます（https://markshub.ul.com/）。また、その使用方法、要件、バリエーション、FAQ（よくあるご質問）なども掲載されており、新マーク制度の総合的な情報源となっています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定 適合の場合： ① N of A（UL マーク使用許可書）、 または、N of C（完了通知書）の発行 ② UL レポート、フォローアップサービス・プロシージャの発行
5	N of A が発行された場合： UL マークの表示開始		N of C が発行された場合： FUStart（ファスタート）と模擬 IPI のご案内（初めて UL 認証製品を製造する新規登録工場のみ）
6	不適合点がなかった場合： UL マークの表示開始		初回ロット検査（IPI）の実施 不適合点があった場合： バリエーション・ノーティス（VN）の発行
7	不適合点がなかった場合： UL マークの表示継続		フォローアップサービス（工場検査） 不適合点があった場合： バリエーション・ノーティス（VN）の発行

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4　適合性評価業務が完了すると、申請者に完了通知書（N of C）または UL マーク使用許可書（N of A）を送付します。
N of C は主に新規登録工場の場合に発行されます。初めて UL 認証製品を製造する新規登録工場は、初回ロット検査（IPI）を受けていただきます。
N of A が発行された場合は、UL マークを製品に表示、出荷していただけると同時に、宣伝広告や各種媒体（印刷やウェブサイトなど）での使用も可能です。
また、以下も発行します。
- UL レポート（申請者へ）
- フォローアップサービス・プロシージャ（製造者へ）
- 請求書（申請者へ）

UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャは、電子ファイルで送付いたします。MyHome に登録していただくと、プロジェクト完了後、オンラインでこれらを入手していただくことができます。

Step 5　FUStart（ファスタート）と模擬 IPI について
初めて UL 認証製品を製造される工場の方には、UL の工場検査の基本概要・登録された製造者の責務などについて解説する、「FUStart」の受講をお勧めしております。ウェブサイトでの自習コースと、UL 検査員が製造施設を訪問して説明を行うコースがあり、どちらも無償です。
より実践的な備えとして、「模擬 IPI」もご用意しております。模擬 IPI は有償です。

Step 6　初回ロット検査（IPI）について
UL で評価された製品の初回生産時にあわせ、登録された製造工場で、初回出荷品がフォローアップサービス・プロシージャの記載通りに製造され、UL 認証品として出荷可能かどうか検査します。
IPI が要求された場合は、IPI に合格して初めて UL マークを表示して出荷できるようになります。

Step 7　フォローアップサービス（工場検査）について
工場検査は製品カテゴリーにもよりますが、通常年 4 回の予告なしの訪問形式で行われます。UL 認証を受けた製品が、当該要求事項に従って生産されているかをフォローアップサービス・プロシージャに基づいて検証するため、UL 検査員がその製品の製造工場を訪問して検査を実施します。
工場検査または IPI の結果、製品や製造工程がフォローアップサービス・プロシージャの記載内容と異なる場合、UL 検査員はバリエーション・ノーティス（VN）とよばれる書類を発行します。バリエーション・ノーティスが発行されると、その相違点の内容によって、製品の手直しや UL マークの使用停止を求められる場合があります。

注：付録の「UL 申請で役立つ予備知識」、「用語集」もあわせてご参照ください。
注：ハイテクおよびメディカル製品のお客様は、CENELEC(CIG023) スタイルの品質プロセス審査を採用し、工場検査の回数を年 2 回にした新しいプログラムもご利用いただけます。

予備評価サービス

予備評価（Preliminary Investigation）サービスとは、正式申請前に課題を洗い出ししていただくための評価で、UL の要求事項への適合性を判定するサービスです。例えば、設計段階で評価を行い、製品開発の初期に UL 評価上での問題になりうる点を明確にすることでスムーズな市場導入に役立てていただけます。具体的な内容としては、ギャップ分析、材料の適合性、認証に向けたデザインレビューなどです。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、試験プログラムの策定や見積もりに必要な資料やサンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品評価の実施
4	報告書の分析、設計への組み込み後、本認証申請へ	⇐	予備評価報告書の発行

プレサーティフィケーション（認証取得準備）サービス

プリント配線板、ワイヤ / ケーブルを対象に、UL/cUL 認証の取得に対し、認証プロセスをより円滑に進めていただくためのサービスで、お客様のご要望により次を提供いたします。

- 対象製品や適用規格に関する技術相談
- 認証に至るまでに必要な書類やサンプル要求の詳細リストの提供
-プロジェクト範囲の確定
-プロジェクト範囲に基づく認証費用の見積もりの提供

なお、当該サービス終了後 90 日以内に認証プロジェクトに進まれる場合は、本サービス費用の全額が認証プロジェクト費用から割引される場合があります。

認証要求の事前調査プログラム

認証要求の事前調査プログラム（Certification Requirements Investigation）は、プラスチック、電気絶縁システム、マーキング＆ラベリング製品などのケミカル製品のお客様に向けて、UL 認証を申請していただく前に、認証取得に必要な項目を調査・分析し、認証のポイントやスケジュールをご案内するサービスです。このサービスを利用いただくことにより、その後の認証工程がスムーズに進むため、製品をより早く出荷でき、お客様に時間、経費の削減をもたらします。

・対象製品や適用規格に関する技術相談
・認証プロジェクトの試験プランや認証に至るまでの節目を示したスケジュールの提供
・評価試験が必要となるサンプルのリストの提供
・不適合となる可能性のある要因の早期発見
・認証プロジェクト費用の見積もりの提供

その他のサービス

光放射安全評価サービス

UL は下記の光放射安全評価関連サービスを提供して、製造者の皆様の世界市場進出をサポートします。

IEC 60825 評価

UL はレーザー安全に関する国際規格 IEC 60825-1 / - 2 の CB 試験所として認定されています。製造者の皆様のご要望に応じて、下記のサービスを提供します。

レーザー製品のレーザークラス判定
・レーザー製品の被曝放出レベルを試験してレーザークラスを判定します。
・サービスの成果物 : IEC 60825 レーザークラス判定レポート（UL 独自の Letter Report Form 使用）

レーザー製品の安全評価
・レーザー製品のレーザークラス判定試験に加えて、構造、ラベル、情報要求の評価を行います。
・サービスの成果物 : IEC 60825 評価レポート（IECEE Official Test Report Form 使用）

注:本サービスの申請プロセスについては、「CB スキームに基づく国際認証サービス」または「地域・国別製品安全認証サービス」のページを参照ください。

米国 FDA CDRH Laser Product Report 作成支援

米国市場でレーザー製品を販売する製造者の皆様は、米国連邦規制基準により自社製品の FDA[*1]要求事項適合と Laser Product Report（およびその他要求レポート）の CDRH[*2]提出の義務を負っています。
UL は、下記のサービスを提供して製造者の皆様をお手伝いします。

レーザー製品の FDA 要求適合確認および CDRH Laser Product Report 作成
・米国向けレーザー製品に対して、連邦規制基準 Code of Federal Regulation Title 21（21 CFR Part 1010 および 1040）への適合確認を行います。
・21CFR Part 1002 に基づく CDRH Laser Product Report の作成をお手伝いします。
・サービスの成果物 : CDRH Laser Product Report

注 : 本サービスの申請プロセスについては、「地域・国別製品安全認証サービス」のページを参照ください。

IEC 62471 評価

UL は LED およびランプの光生物学的安全性に関する国際規格 IEC 62471 の CB 試験所として認定されています。
製造者の皆様のご要望に応じて、下記のサービスを提供します。

LED / ランプの IEC 62471 リスクグループ判定

- LED / ランプの分光放射照度および分光放射輝度を測定して各種ハザードに対するリスクグループを判定します。
- サービスの成果物 : IEC 62471 評価レポート（IECEE Official Test Report Form 使用）

注:本サービスの申請プロセスについては、「CB スキームに基づく国際認証サービス」または「地域・国別製品安全認証サービス」のページを参照ください。

携帯用レーザー応用装置の適合性検査

UL Japan は、消費生活用製品安全法が定める特別特定製品「携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る）を外部に照射して文字または図形を表示することを目的として設計したものに限る。）」の検査機関として登録されています。特別特定製品の製造または輸入事業を行うお客様は、経済産業省への事業の届け出などの諸手続や自主検査に加えて、登録検査機関による適合性検査を受け、証明書を保存することにより、PSC マークをつけて当該特別特定製品を販売することができます。

注 : 本サービスの申請プロセスについては、「地域・国別製品安全認証サービス」内の「PSC マーク」のページを参照ください。

*1 FDA: Food and Drug Administration（米国食品医薬品局）
*2 CDRH: Center for Devices and Radiological Health（米国医療機器・放射線保健センター）

フィールド・エバリュエーション（現地評価）サービス

北米では、自治体ごとに AHJ（Authority Having Jurisdiction）とよばれる規定執行官からの指示により、工場などの設備において使用される装置・機器の安全性の証明を要求されることがあります。こうした要求に対応するために提供されるサービスがフィールド・エバリュエーション（現地評価）サービスです。規定執行官の要求する設置規格に基づき、安全性の観点にたって評価をし、規格への適合が認められた製品に Field Evaluated Product ラベルを付与します。
本サービスの対象となる機器は以下の通りです。

工場生産設備（ファクトリーオートメーション）、制御盤・配電盤、工業用ロボット、半導体製造機器、業務用調理機器、ガス / オイルバーナー、医療機器、防火ドア、照明機器（シャンデリアなど）、暖房 / 換気 / 空調設備（HVAC）、発電機、低 / 中電圧の電力供給設備

上記以外の機器につきましては、お問い合わせください。本サービスにて取扱い可能か調査いたします。
フィールド・エバリュエーション・サービスでは、フォローアップサービス（工場検査）は実施されません。
なお、フィールド・エバリュエーションは、一般に称される『UL 認証』ではありませんのでご注意ください。
あくまでも設備設置における安全性検証を第三者レポートとして、現地の規定執行官（AHJ）に示すものです。検証対象の機器に対してのみ、レポートは有効です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	製品・装置情報、設置場所情報、AHJ 情報、コンタクト先のご提供	⇒	見積もりの発行 契約書、秘密保持契約、使用許諾契約の提出
2	費用ご了承、予納金のお支払い、契約書、秘密保持契約、使用許諾契約へのご署名と提出	⇒	プロジェクト・オープン
3	製品資料のご提出	⇒	製品資料の受領・確認
4	検査スケジュールの調整・確認	⇒	予備検査の実施、予備検査報告書（Preliminary Finding Report）の作成、提出
5	指摘事項がある場合、是正処置、製品の修正を行い、設置	⇒	設置検査（最終検査）
6	Field Evaluated Product ラベルの使用開始	⇐	Field Evaluated Product ラベルの発行 最終検査報告書（Final Report）の作成、提出

Step 1　お申し込みの受け付けを行うとともに、適用される規格、製品情報、設置場所情報、監督機関の情報を確認いたします。
製品資料を基に、日程、検査時間、交通費も考慮の上、見積もり書を作成いたします。

Step 2　お見積もりにご同意いただいた後、お客様の製品・ビジネス情報を守るため、契約を締結させていただきます。

Step 4　適用規格に基づき予備検査を実施し、構造やパーツリストの詳細資料を基に製品の確認を行います。結果は、予備検査報告書としてまとめられます。

Step 5　実際の設置場所にて、完成・設置状態における機器の検査を行います。なお、該当する規格によってテストを要求されることがあり、その場合は必要なテストを行います。

Step 6　最終検査報告書（Final Report）の発行、AHJ への送付を行います。

CB スキームに基づく国際認証サービス

IEC 規格に基づく試験データの国際相互受け入れ制度である CB 制度の下、NCB（National Certification Body）として CB 試験証明書を発行します。IEC 規格と国家規格のデビエーション（差異部分）の評価だけで CB 制度加盟国の認証マークを取得できます。
CB 試験証明書を利用することにより、UL として認証できる UL/cUL マーク、UL-GS マーク、D マーク、S マークに加え、CE マーキング用のレポートとして転用したり、各国デビエーションを追加することによって CB スキーム加盟国の第三者認証マークを最小限の確認試験のみで取得することができます。（CB レポートを CE マーキング用として使用される場合は、CB 申請の前にご指示ください。）

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB 試験証明書の発行

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4 CB 試験証明書と CB レポートを発行します。

地域・国別製品安全認証サービス

世界各地域・国で個別に規定された製品安全規格が多数あり、申請の仕方、対象品目、強制か任意かなど、それぞれに違いがあります。

欧州地域

ニューアプローチ指令により、欧州連合（EU）地域に販売される指定の製品は、CE マーキングの貼付が義務付けられており、この表示がある製品は EU 域内での自由な流通が保証されます。CE マーキングは製造者の自己宣言で認められる場合が多いことから、UL-EU マーク、UL-GS マーク、D マークなどの第三者認証を受けることで製品の安全性に対する信頼を高めることができます。

CE マーキング

EU 指令に適合していることを証明するマークです。
低電圧指令、R & TTE 指令、EMC 指令などに関して、初期構造評価から TCF（技術ファイル）作成までのトータルサポートを提供します。
TCF は、製造者による適合宣言書、製品に関する情報、取扱説明書、試験レポートなどがまとめられたファイルです。
低電圧指令に関しては、UL International Demko が CE マーキング制度における各国政府当局に登録された通知機関である NB（Notified Body）として、一部のカテゴリーの製品に対し、EU 指令に適合した証明である CoC（Certificate of Compliance：適合性証明書）の発行を行うことができます。この CoC は、当該製品が EU 指令に適合していることを証明する適合性証明書として、TCF とともにご使用いただくことができます。
R & TTE 指令に関しては、UL Japan で適合性証明書の発行が可能です。
低電圧指令は、交流 50 ～ 1000V、直流 75 ～ 1500V で作動する機器を対象としています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	CB レポート作成に向け、Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行 ご希望の場合、技術ファイル（TCF）作成支援
5	CE マーキングの表示開始		

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5　製造者は、技術資料（適合宣言書を含む）、または、必要に応じて技術ファイル（TCF）を作成、保管の上、CE マーキングを製品に使用することが義務付けられています。

UL-EU マーク

UL-EU マークは、UL が提供する電気製品・部品を対象とした欧州向け任意安全認証マークです。製造者の自己宣言で貼付できる CE マーキングに加え、UL-EU マークを採用することで第三者の評価を受けたことを示すことができ、他社との差別化を図っていただけます。適用規格は EN 規格です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 工場検査の実施 適合の場合： 認証書の発行
5	UL-EU マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時にプロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4 規格適合の判定を行います。適合の場合は、認証書が発行され、マークの表示が可能になります。

Step 5　工場検査について

UL-EU マークの工場検査は、全て CENELEC 方式に基づいて実施されます。原則、認証発行前に Pre-license と呼ばれる工場検査が実施され、その後は最低年 1 回の定期工場検査が実施されます。

米国・カナダとの共通 UL-EU マークである場合は、通常年 4 回実施される北米認証用のフォローアップサービス（工場検査）と同時に実施することもできます。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により同時に行うことが可能です。

UL-GS マーク

ドイツ機器・製品安全法に基づき、適合性が検証された製品に表示が許可される安全・EMC 認証マークです。
権威のある第三者任意認証マークとして、ドイツのみならず欧州全域で広く認知されています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： ① CB レポートを作成し、UL International Demko に送付 ② UL International Demko より認証書の発行 または、初回工場検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		初回工場検査（必要な場合） 合格の場合： UL International Demko より認証書の発行
6	UL-GS マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後のあとにキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5　初回工場検査について
主に以下の場合に初回工場検査が要求されます。

- 新規に登録された製造者
- 初めて CENELEC 方式の工場検査をお受けになる製造者
- すでに登録されている製造者だが、新規カテゴリーの製品が登録された場合

初回工場検査が要求された場合は、合格後、認証書が発行され、UL-GS マークを表示した製品の出荷が可能になります。

Step 6　定期工場検査について
認証後、初回工場検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年 1 回の定期工場検査が CENELEC 方式に基づいて実施されます。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査はお客様のご要望により同時に行うことが可能です。

D マーク

デンマークの認証機関である UL International Demko が提供する、IEC 規格および EN 規格に基づき適合性が検証された製品に表示が許可される任意安全認証マークであり、EU 全域で第三者認証マークとして認知されています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： ① CB レポートを作成し、UL International Demko に送付 ② UL International Demko より認証書の発行 または、初回工場検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		初回工場検査（新規に登録された製造者のみ） 合格の場合： 認証書の発行
6	D マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5　初回工場検査について
主に新規に登録された製造者の場合に要求されます。

Step 6　定期工場検査について
認証後、初回工場検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年 1 回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により同時に行うことが可能です。

日本　UL-JP マーク、S マーク、PSE マーク、PSC マーク

UL が提供する国内向け製品の認証マークについての概要は以下の通りです。

UL-JP マーク	S マーク	PSE マーク	PSC マーク
概 要			
太陽電池モジュールが該当する JIS（IEC 規格と整合）に基づき評価し、認証された製品に表示できる任意の安全・性能認証マークです。第三者の評価を受けたことを示すことにより、他社との差別化を図っていただけます。	電気用品安全法技術基準、もしくは S マーク認証機関連絡会にて承認された技術基準に基づき評価し、認証された製品に表示できる任意の安全・EMC 認証マークです。UL Japan は、電気製品認証協議会より第三者認証機関として認定されています。	電気用品安全法に基づき、適合性が検証された製品にのみ PSE マークを表示することができます。UL Japan は、特定電気用品に関する国内登録検査機関として経済産業省に登録されています。	消費生活用製品安全法に基づき、適合性が検証された製品にのみ PSC マークを表示することができます。UL Japan は、特別特定製品に関する国内登録検査機関として経済産業省に登録されています。
対象分野			
安全、性能	安全、EMC	安全、EMC	安全
強制性			
任意	任意	強制	強制
対象製品			
太陽電池モジュール	電気製品	特定電気用品	特別特定製品
UL Japan で適合性検査が可能な登録の範囲			
PV モジュール/パネル（結晶） 安　全：JIS C 8992-1/2 (IEC 61730-1/2) 性　能：JIS C 8990 (IEC 61215) PV モジュール/パネル（薄膜） 安　全：JIS C 8992-1/2 (IEC 61730-1/2) 性　能：JIS C 8991 (IEC 61646)	AV 機器 IT 機器 非常用電源装置（含む UPS） ＊完成品だけでなく、電源装置などの半完成品、対象製品に付属するアクセサリーなども認証の対象とすることができます。 ＊上記以外の製品については、UL グループの NCB が発行した CB レポートを活用して、S マーク認証を行うことも可能です。	交流用電気機械器具 ＊特定電気用品以外の製品に対する評価やレポート作成も行います。（例：リチウムイオン蓄電池［組電池］）	浴槽用温水循環器（ジェット還流バス、24 時間風呂など）＊1 携帯用レーザー応用装置（レーザーポインターなど）＊2 ＊1 循環する水の最大流量が毎分 10 リットル未満の製品については、安全上特に問題がないとして、規制対象外です。 ＊2 製品安全協会発行の SG マークも同時に取得できます。

UL-JP マーク　申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL-JP マーク認証書の発行、または、初回工場検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（新規に登録された製造者のみ） 合格の場合： 工場検査証の発行 UL-JP マーク認証書の発行
6	UL-JP マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5　初回工場検査について
初回工場検査は新規に登録された製造者に要求され CENELEC 方式により実施されます。
UL-JP マーク認証工場検査票への回答をお願いします。これを基に工場検査を行います。
初回工場検査が要求された場合は、初回工場検査合格後に工場検査証が発行され、UL-JP マーク認証書が発行されて、UL-JP マークを表示した製品の出荷が可能になります。

Step 6　定期工場検査について

認証後、検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年 1 回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。
初回工場検査以降に社名などの変更があった場合は、UL-JP マーク認証工場検査票に回答をお願いいたします。変更がない場合は、回答していただく必要はありません。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により、同時に行うことができます。

S マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価（EMC 測定を含む）の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： S マーク認証書の発行、または、初回工場検査、初回ロット検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（新規に登録された製造者のみ） 合格の場合： 工場検査証の発行 S マーク認証書の発行
6	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回ロット検査（申請者、工場ともに初めての申請あるいは認証品の生産を開始する場合のみ） 合格の場合： 工場検査証の発行
7	S マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

注：EMC の試験費用は、別途見積もりとさせていただきます。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5　初回工場検査について

初回工場検査は新規に登録された製造者に要求され、CENELEC 方式により実施されます。

UL Japan S マーク認証工場検査票への回答をお願いします。これを基に工場検査を行います。

初回工場検査のみを要求された場合は、初回工場検査合格後に工場検査証が発行され、S マーク認証書が発行されて S マークを表示した製品の出荷が可能になります。

Step 6　初回ロット検査について

申請者、工場ともに初めて S マーク認証の申請あるいは認証品の生産を開始する場合のみに要求されます。他の S マーク認証機関が発行した認証により S マーク認証製品の生産経験がある場合は要求されません。

Step 7　定期工場検査について

認証後、検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年 1 回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。

初回工場検査以降に社名などの変更があった場合は、UL Japan S マーク認証工場検査票に回答をお願いいたします。変更がない場合は、回答していただく必要はありません。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により、同時に行うことができます。

PSE マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価（EMC 測定を含む）の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所是正へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 工場適合性検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所是正へ		工場適合性検査 合格の場合： 適合性検査証明書の発行
6	PSE マークの表示開始		

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
なお、ご発注確定後のプロジェクトのキャンセルは、キャンセル料が発生することがありますので、ご注意ください。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
また、Scope Letter 発行後「PSE 特定電気用品適合性検査申請ガイダンス」をご案内いたしますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

PSC マーク　申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼と製品情報の送付	⇒	費用見積もり、評価期間、必要なサンプルの通知
2	費用のご了承と業務のご依頼	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付*	⇒	受領後、製品評価、試験の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所是正へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 適合性検査証明書の発行、または、工場適合性検査の通知
5	不合格の場合： 不適合箇所是正へ		工場適合性検査（二号検査を選択の場合） 合格の場合： 適合性検査証明書の発行
6	PSC マークの表示開始		

＊一号検査を選択された場合、弊社サンプル抜き取り担当者が貴社倉庫にサンプルの抜き取りに伺います。

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。

また、「申請依頼書」のご提出後、PSC 適合性検査依頼専用フォームにご記入いただき、製品情報と共にご送付ください。

- PSC 適合性検査依頼書フォーム一式
  （「申請依頼書」をご提出いただきましたら、「PSC 特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」と共に PSC 専用フォームをご案内いたします）
- 製品説明資料（仕様書）
- 外観の写真 / 図面
- その他、「PSC 特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」に記載されている必要資料

適合性検査には次ページに示したように一号検査と二号検査の 2 種類があり、申請者はそのどちらかを選択することになっております。どちらをご希望されるかもご連絡ください。

一号検査（消費生活用製品安全法第一二条第一項に記述されている一号検査）
ロット検査を行います。ロットごとの抜取数は以下のとおりです。

区　分	同一工場の製造に係る同一型式のもの		
ロット形成個数	50 以下	51 以上 500 以下	501 以上 35000 以下
抜取数	2	3	5

二号検査（消費生活用製品安全法第一二条第一項に記述されている二号検査）
サンプルによる適合性検査と工場適合性検査を行います。日本国内で新製品の製造を開始する際に多く用いられる方法です。製品は、型式の区分ごとに適合性検査を受ける必要があります。

これら情報を受け、評価費用算定を行い、お見積もり金額、評価期間、必要なサンプル数、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4　評価中、サンプルの技術的情報や既にご提出いただいた PSC 適合性検査依頼書フォームの内容について担当者より確認の連絡をさせていただくことがございます。

Step 5　二号検査を選択された場合、工場検査が実施されます。

詳細は「PSC 特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」を参照ください。

中国

CCC マーク

中国の製品品質法 / 輸出商品検査法 / 強制認証管理規則に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。中国の国有企業である中国検験認証（集団）有限公司（China Certification & Inspection (Group) Co., Ltd.、略称 CCIC）と UL の合弁企業である UL-CCIC が現地で認証取得をサポートします。

UL Japan の CB レポートを使用して認証を取得することができます。

注：製品の範囲については、お問い合わせください。

CQC 任意認証も可能ですので、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（CCC 認証機関）アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	CB レポート作成に向け、Scope Letter（スコープレター）により必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知 CCC 申請に必要な資料の通知
3	資料、サンプルの送付（CB 用）	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		CB レポート発行に向け、規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行
5	資料の送付（CCC 用）	⇒	① CB レポートを使用して認証機関へ申請 ②認証機関から申請番号・申請書・サンプル要求・担当試験所の情報を入手 ③必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知（TAT レター） ④試験所に必要資料を送付
6	サンプルの送付（CCC 用） UL-CCIC 宛に直接お送りいただき、貨物の詳細情報のみ弊社にお送りいただきます。	⇒	UL-CCIC から試験所へ転送 試験所にサンプル到着の確認を実施。到着後、CCC 用 Scope Letter(スコープレター）により、完了予定日の通知（ECD レター）
7			試験所で製品評価、追加試験を実施

8	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		認証機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 認証機関より認証書の発行、およびラベルの購入または表示許可を取得。または、認証機関より初回工場検査の通知（必要な場合）
9	不合格の場合： 認証機関により申請却下。6 ヶ月間再申請不可		初回工場検査（工場が CCC 未登録の場合） 合格の場合： 認証機関より認証書の発行、およびラベルの購入または表示許可を取得
10	CCC マークの表示開始	⇒	定期工場検査（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
また、製造工場が CCC 認可済みであるかどうかをご連絡ください。
上記の情報を受け、評価費用算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。
CB レポート作成に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。
CCC 認証取得に向けてプロジェクト・オープンし、認証機関への申請に必要な資料を連絡します。（CCC 認証用の Scope Letter はこの時点では発行されません。）

Step 3 CB レポート取得に向けてお客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 5 Step 5 以降は全て CCC 認証のステップです。
認証機関によって申請が受理されますと、申請番号・申請書・サンプル要求・担当試験所の情報が入手できます。お客様に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格を TAT レターにより連絡します。

Step 6 試験所へサンプル到着の確認が取れた時点で、スコープレター（ECD レター）により、完了予定日を連絡します。

Step 9　初回工場検査について

- 初回工場検査は工場が CCC 未登録の場合に要求されます。その趣旨は、品質システムおよび製品の同一性の確認であり、重要部品が申請時のものと同一かどうかを確認し、さらに数項目の試験を実施します。
- 合格しますと、認証機関の最終審査が行われます。
- 初回工場検査をすでに受けた工場で同じ製品カテゴリーの別モデルを申請される場合は当該検査は免除されます。
- 製品カテゴリーが異なる場合や、工場の移転、組織変更を伴う OEM 製造商・ODM 工場の社名・住所変更などは、再度追加の工場検査が必要になる場合があります。

なお、弊社では初回工場検査スケジュールの調整、検査官の招聘、日本工場での通訳などの工場検査サポート業務も提供していますので、ご利用ください。

Step 10　認証書が発行されましたらラベルの購入または表示許可を取得しますので、お客様は CCC マークを製品に使用していただけます。

定期工場検査について

初回工場検査が行われた 13 ヶ月目より、年 1 回の定期工場検査が実施されます。

注：製品カテゴリーにより、6 ヶ月目からの場合もあります。

韓国

KC マーク（旧 ek マーク）

韓国の電気用品管理法に基づき適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全認証マークです。

韓国の認証機関、KTC との提携により、UL Japan の CB レポートを使用して認証を取得することができます。

注 1：製品の範囲についてはお問い合わせください。

注 2：上記の旧 ek マークとは別に、旧 MIC/KCC マーク（韓国の電波法・EMC 適合）に相当する KC マークがございます。
詳細については P.72 をご参照ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（KTC）アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行
5			CB レポートを使用して認証機関 KTC へ申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		KTC にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合： KTC より認証書の発行、または、初回工場検査の通知（必要な場合）
7	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（製品がカテゴリー 1（強制安全認証）に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合） 合格の場合： KTC より認証書の発行
8	KC マークの表示開始	⇒	定期工場検査（製品がカテゴリー 1（強制安全認証）に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合）（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
また、製品がカテゴリー 1（強制安全認証）に該当する場合は、製造工場が KTC に認可済みであるかどうかをご連絡ください。

上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 7 初回工場検査について
初回工場検査は製品がカテゴリー 1（強制安全認証）に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合に要求されます。
合格されますと、KTC の最終審査が行われます。

Step 8 定期工場検査について（製品がカテゴリー 1（強制安全認証）に該当する場合）
製品の適合性評価が完了すると、初回工場検査が行われた翌年より、年 1 回の定期工場検査が実施されます。
工場検査では、安全性が十分確保された製品が工場から出荷されていることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや、規格に適合していることを確認します。

台湾

BSMI マーク

台湾の商品検査法に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。
UL Japan は台湾の BSMI（経済部標準検験局）から NCB/CBTL として登録されています。

UL Japan のレポート（CB レポート・EMC テストレポート）を使用して認証を取得することができます。
注：製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（台湾認定試験所、認証機関）アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行
5			台湾の試験機関に CB レポート /EMC テストレポート、サンプル、必要資料を送付、または、台湾の試験機関にて製品評価、追加試験を実施
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		台湾の認定試験機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合： ①当該試験所が CNS レポートを作成し、認証機関へ申請 ②認証機関より認証書の発行、または、初回工場検査の通知（必要な場合）
7	不合格の場合： 不合格箇所改善後、再評価へ		初回工場検査（製品がモジュール 7 に該当している場合） 合格の場合： 認証機関より認証書の発行
8	BSMI マークの表示開始		

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な

場合）・サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後のあとにキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 6 台湾の BSMI 認定試験所より認証機関へ申請します。
必要に応じ、登録申請者・輸入登録許可書（コピー）を提出します。

Step 7 初回工場検査について
初回工場検査は、BSMI の適合性評価手順モジュール 7 に該当する製品に要求されます。合格されますと、認証機関による最終審査が行われます。

BSMI の適合性評価手順モジュール 4 ～ 6 に該当する製品には、BSMI 発行の ISO 認証が要求される場合があります。

なお、BSMI 以外が発行した ISO 認証でも、BSMI と MoU（覚書）を締結した機関であれば、相互認証手続きをしていただくことで BSMI の ISO 認証を取得できます。ISO 認証をお持ちでない工場の場合は、BSMI の ISO 認証を取得されるか、または BSMI と MoU を締結した機関の ISO 認証取得後に相互認証にて BSMI の ISO 認証を取得していただく必要があります。

シンガポール
Safety マーク

シンガポールでは指定電気製品に対して、消費者保護（安全要求事項）登録証明書スキームにより、適合性評価機関からの認証書（C of C）の取得、SPRING からの登録証（LoA）の取得、並びに Safety マーク表示が要求されます。
UL Japan のレポート（CB レポート）を使用して、UL Singapore が認証を発行します。
注：製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行
5			CB レポートを使用して UL Singapore に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL Singapore より認証書の発行、SPRING より登録証の入手
7	Safety マークの表示開始		

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

ロシア・ベラルーシ・カザフスタン（3 カ国共通）

EAC マーク

ユーラシア経済委員会（Eurasian Economic Commission）（旧関税同盟（CU: Customs Union））の技術規則（TR:Technical Regulation）に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。
EAC には、製品によって適合証明（CoC：Certificate of Conformity）と適合宣言（DoC：Declaration of Conformity）の 2 種類が定められており、いずれも認証機関への申請が必要です。また、CoC のみ工場検査が要求され、DoC には工場検査は要求されません。
UL Japan のレポート（CB レポート・EMC テストレポート）を使用して認証マークを取得することができます。

注：製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（EAC 認証機関）アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートおよび EMC テストレポートの発行
5			CB レポート /EMC テストレポートを使用して、EAC 認証機関に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		EAC 認証機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合： EAC 認証機関より認証(宣言)書の発行、または、初回工場検査の通知（必要な場合）
7	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（CoC で、かつ工場が未登録の場合） 合格の場合： EAC 認証機関より認証（宣言）書の発行
8	EAC マークの表示開始	⇒	定期工場検査（CoC の場合）〈年 1 回〉

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 7　初回工場検査について
CoC で、かつ工場が未登録の場合に要求されます。
合格されますと、認証機関の最終審査が行われます。
EAC 認証機関より EAC 認証（宣言）書が発行されます。

Step 8　定期工場検査について
CoC の場合に実施されます。
初回工場検査が行われた翌年より、最低年 1 回の定期工場検査が実施されます。
安全性が十分確保された製品が工場から出荷されていることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや、規格に適合していることを確認します。

ブラジル

UL-BR INMETRO マーク

ブラジルでは製品に応じ INMETRO マークが強制されています。
UL Japan のテストレポートを使用して、UL Brazil が認証を発行します。

注：製品の範囲および使用できるテストレポートの条件については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの発行
5			テストレポートを使用して UL Brazil に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL Brazil より認証書の発行、または、初回工場検査の通知（必要な場合）
7	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（工場が未登録の場合） 合格の場合： UL Brazil より認証書の発行
8	UL BR INMETRO マークの表示開始	⇒	定期工場検査 (年1回)

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 7　初回工場検査について
工場が未登録の場合に要求されます。
合格されますと、UL Brazil の最終審査が行われます。

Step 8　初回工場検査が実施された翌年より、年 1 回の定期工場検査が実施されます。

メキシコ

UL-MX NOM マーク

メキシコでは任意の NMX 規格と強制の NOM 規格があり、NOM 規格が発行されている場合は NOM マークの表示が強制されます。

UL Japan のレポート（NOM レポート）を使用して、UL Mexico が認証を発行します。

注：製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	評価に必要な資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： NOM レポートの発行
5			NOM レポートを使用して UL Mexico に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL Mexico より認証書の発行
7	UL Mexico NOM マークの表示開始	⇒	9 ヶ月以内にサーベイランスを実施 合格の場合：Letter of Compliance 発行
8	1年ごとの更新手続き（必要な場合）		

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3　お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

注：UL Mexico CoC について
2010 年 8 月 17 日付のメキシコ経済省布告に基づき、プリンターなど一部カテゴリーの製品に対し、UL 認証を取得した製品は、UL Mexico 発行の CoC（Certificate of Compliance：適合性証明書）を取得することにより、NOM 認証およびマークが免除されます。詳細はお問い合わせください。

アルゼンチン

UL-AR S マーク

アルゼンチンの規制に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全認証マークです。

UL Japan のレポート（CB レポート・UL レポート）を使用して、UL Argentina が認証を発行します。

注：製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL または CB レポートの発行
5			UL または CB レポートを使用して UL Argentina に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL Argentina より認証書の発行、または、初回工場検査の通知（必要な場合）
7	不合格の場合： 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査（UL 登録モデルでない場合） 合格の場合： UL Argentina より認証書の発行*
8	UL AR S マークの表示開始	⇒	Reduced Testing の実施と Extension 発行（アルゼンチン国外申請者のみ）
9			定期サーベイランス（現地定期製品検査）の実施（年 1 回）

*アルゼンチン国内の申請者の場合は、認証発行前に “Reduced Testing” が要求されます。

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 7 初回工場検査について
UL 登録製品でない場合は、UL が実施する CENELEC 工場検査が必要です。UL 登録製品であれば必要ありません。

Step 8 Extension と Reduced Testing について（アルゼンチン輸入者様でのご対応）
アルゼンチン国外の申請者が、認証取得後アルゼンチンへ製品を輸入するには、アルゼンチンの輸入者宛に発行される認証書の公式副本である "Extension" が必要です。
Extension 取得には、アルゼンチン国内において、認証済 1 製品（1 サンプル）に対して指定の試験 "Reduced Testing" が要求されます。
具体的な手続きはアルゼンチン輸入者様から UL Argentina にご依頼いただきます。
詳細は認証申請時に説明させていただきます。

Step 9 定期サーベイランスについて
認証後 180 日以内に 1 回、以降年 1 回の現地定期製品試験が実施されます。

オーストラリア・ニュージーランド

UL NZ 認証

ULL-XXXXXX-EA

オーストラリア、ニュージーランドでは、指定電気製品を市場で販売する前に、指定機関での安全認証取得と登録が必要です。（このほか、2013年3月1日より、ACMA および EESS への届出と RCM マークの表示も原則義務付けられています。詳細はお問い合わせください。）RCM マークについては P.70 をご参照ください。

UL Japan のレポート（CB レポート）を使用して、UL New Zealand が UL NZ 認証を発行します。UL New Zealand の認証を取得しますと、相互認証制度によりオーストラリアの全ての州並びにニュージーランドでの安全認証として認められます。

注：製品の範囲についてはお問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： CB レポートの発行
5			CB レポートを使用して UL New Zealand に申請
6	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL New Zealand より認証書の発行
7	UL NZ 認証の表示開始 特定の認証マークはありませんので、“ULL” と ”EA” の間に 6 桁の数字で構成される製品登録番号（認証書番号）を製品に表示してください。（例：ULL-123456-EA） なお、RCM マークを表示される場合は、UL NZ 認証番号表示は任意となります。		

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。

上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

第三章

ベリフィケーション（検査・検証）サービス

ベリフィケーション（検査・検証）サービスとは、認証を目的としない各種検査・試験・検証を行うサービスで、お客様のご要望に応じて、ご指定の項目についての性能や信頼性の試験を行います。EMC/ 無線の評価試験と認可取得 / 証明業務をはじめとし、相互接続性やセキュリティ分野における試験や評価、多様な製品の性能 / 信頼性試験、検証試験 / 監査などを包括的に提供します。世界各国の UL 事業所に配置されたサービスコーディネーターが、グローバルに幅広いサービスを取り扱っております。

EMC/無線試験サービス

電子機器は、ノイズとして他の電子機器に影響を与える可能性と、周囲の電子機器が発生するノイズの影響を受ける可能性の二面性があります。これらによって機器にトラブルが発生しないように規制することが EMC 規制です。また、無線機能を有した製品は多くの国で電波法によって規制されています。UL では EMC/ 無線に関し、試験から認証 / 認可の取得まで幅広いサービスを提供します。

1. カテゴリー別の申請

無線試験サービス

欧州 R&TTE 指令、米国 FCC（Federal Communications Commission：米国連邦通信委員会）の Part 15 Sub part C（意図的放射機器）をはじめとする各国無線規格に基づく試験が可能であり、ほとんどのライセンス不要の機器に対応いたします。

無線機器は、ITS、無線 LAN カード、携帯電話など、今後ますます使用範囲が広がっていくことが予想されます。UL Japan では試験周波数に関して 240GHz まで対応しており、他にも各種設備を取り揃えておりますので、60GHz 帯を使用する WHDI や、77GHz 帯を使用するレーダーなどの試験が可能です。また、UWB（Ultra Wide Band）や LTE 端末などに対する各国規制対応試験が可能です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用のご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどの送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	 不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成

Step 1 UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要な資料、サンプルを受領しますと、試験業務を開始します。必要またはご希望に応じて出荷先の国・地域への認可取得申請や届出を行います。

Bluetooth ロゴ認証サービス

携帯情報機器向けの無線通信技術のことで、この技術によりノートパソコンや PDA、携帯電話などをケーブルを使わずに接続し、データをやりとりすることができます。

免許なしで自由に使うことのできる 2.4GHz 帯の電波を利用し、消費電力が小さく、製造コストも低く抑えられるのが特徴です。

UL Japan は、2002 年に Bluetooth SIG から BQTF（Bluetooth Qualification Testing Facility）として認定を受け、実績・知識とも豊富な BQE（Bluetooth Qualification Expert）が在籍しています。

Blutooth 搭載製品のロゴ認証のための事前打合せから試験・リスティングまでトータルサービスを提供します。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	事前打合せ・テストプラン作成
2			お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
3	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
4	 不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成
5	Bluetooth ロゴの表示開始	⇐	Bluetooth SIG へ申請

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
製品によっては試験内容が大きく異なったり、複雑なものになることがあり、ご希望をお伺いしながら製品に関する事前打合せを行います。
その後、全ての試験項目が記述されたテストプランを作成します。

Step 2　上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 3　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要な資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
試験はテストプランに基づいて行います。

Step 5　規格適合を受け、Compliance Folder（適合性フォルダー）を作成し、Bluetooth SIGへ申請を行います。
Compliance Folderとは、製品の詳細、回路図、部品リスト、テストプラン、テストレポート、ICS/IXIT、適合宣言書などを含む技術ファイルです。
申請が受理されますと、リスティング（Bluetooth SIGのウェブサイトに掲載）されます。

Bluetooth製品は出荷先国・地域での電波法認可が要求されています。是非、Bluetoothロゴ認証にあわせて、各国の電波法認可取得サービスをご利用ください。

Qi マーク認証サービス

『Qi（チー）』は相互接続確立を目的とする電磁誘導方式を主体とした非接触電力伝送方式の標準規格です。この規格を満足した製品は、Qi マークを取得でき、また Qi マークを取得している製品は種類・メーカーを問わず相互で給電が可能です。

Qi マークの認証取得のためには、認定試験所の関与が必要になります。
UL Japan は、WPC（Wireless Power Consortium）に基づいた Qi マーク認証取得のための認定試験所として認められており、適合性試験から認証書取得までをサポートします。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成 インターオペラビリティ（相互接続）試験を当該試験所に依頼
4	WPC Website に製品登録を行う	⇐	Qi マーク認証書発行

Step 1 UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 4 Qi マーク認証書が発行されましたら、お客様より WPC のウェブサイトに製品登録を行っていただきます。

SAR 試験サービス

SAR は Specific Absorption Rate（比吸収率）の略で、人体の単位質量、単位時間に吸収されるエネルギー量で定義されます。

当初、携帯電話の普及に伴い頭部（HEAD）への規制が主でしたが、胴部（BODY）への規制強化が進んでいます。日本でも、2014 年に、従来の HEAD に加え、BODY への規制も強化される予定です。

UL Japan は、日本最大規模の SAR 試験棟と、最多の認可取得実績を有しており、SAR についての該非のご相談から、テストプラン策定、試験、レポート発行、日本をはじめ北米、欧州向けの認証取得まで対応いたします。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	 不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成

Step 1 UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要な資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

注：テストレポートは、EMF（Electromagnetic Field）試験を要求している出荷先国・地域への評価レポートとして利用していただけます。

自動車 EMC　E マーキング認可取得サービス

欧州自動車 EMC 指令　E マーキング

欧州では自動車 EMC 指令への適合が強制となっています。車両に搭載される電気・電子部品および組立品には同指令への適合を証明する『E マーキング』の表示が義務付けられています。

国際自動車基準　ECE Regulation 適合による E マーキング

自動車に関する安全基準や公害防止基準など、国際基準の調和が UN/ECE（国際連合 / 欧州経済委員会）により制定されており、基準に適合した製品には E マーキングを表示します。欧州自動車 EMC 指令と同等の電波障害抑制なども含まれています。

UL Japan は VCA（英国自動車認証機関）、SNCH（ルクセンブルグ自動車認証機関）、AVI（ベルギーの自動車規制認証機関）の認定試験所であり、UL Japan 発行のテストレポートが認められます。

注：製品によっては認証機関による立会試験が必要となります。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（認証機関）アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： ①テストレポートの作成 ②認証機関へ申請
4	E マーキングの表示開始	⇐	認証機関より認可証の発行

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料やサンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 3　申請資料を作成し、認証機関への申請を行います。

Step 4　E マーキングの表示には、認証機関からの認可証が必要です。よって認可証を受領されますと、E マーキングを製品に表示していただけます。

医療機器 EMC 試験サービス

日本では、2002 年医用電気機器の薬事法改正により薬事申請に EMC 法制化が導入され、JIS T 0601-1-2 などの EMC 規格に基づく適合が義務付けられています。
米国では FDA（食品医薬品局）が医療器規制の管理監督機関となっており、EMC に関しては IEC 60601-1-2 での評価を受け入れています。
欧州の医用機器指令（MDD）では、2012 年 6 月 1 日より EN 60601-1-2: 2007 が整合規格となっています。
その他、中国、台湾、韓国、オーストラリアなど、各国の要求する規格への適合性を証明する資料となるテストレポートを発行いたします。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	 不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

2. 地域・国別の申請

日本　VCCI 試験サービス

情報技術装置および電子事務用機器などによる妨害波を防止するための自主規制です。メンバーである製造者は VCCI に従うことが要求されています。
UL Japan は VCCI の登録試験所です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合： 不適合箇所箇所の改善、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成
4	適合確認届書を VCCI へ提出し、 受理証明書を受領		

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 4　お客様から VCCI に適合確認届書を提出いただき、受理証明書を受領されてから、出荷を開始してください。

日本　国内無線機器登録証明サービス

特定無線設備を国内で利用する場合、総務大臣が認可する登録証明機関の適合証明を得ることが義務付けられています。

UL Japan はこの日本の電波法における特定無線設備の登録証明機関として認定を受けており、無線機器（免許不要局、包括免許局およびその他の無線局）の試験から証明書発行までのワンストップサービスを行っております。

証明方法には「技術基準適合証明」[*1] と「工事設計認証」[*2] の2つがあります。

[*1] 技術基準適合証明 ： 1モデルごとに異なる認可番号を付与

[*2] 工事設計認証 ： 同一機種は同じ認可番号を付与

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、試験試験の実施
3	 不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成 ご希望の場合は申請書類の作成
4	証明ラベルの製品への表示	⇐	証明書または認証書の発行

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 4　技術基準適合証明書または工事設計認証書が発行されましたら、証明ラベルを製品に表示してください。
表示ラベルには下記を掲載してください。

- マーク
- 記号 R
- 技術基準適合証明番号または工事設計認証番号

米国・カナダ　FCC/IC TCB 申請サービス

米国、カナダでは無線周波機器またはそれらの構成部品に対し、FCC（米国連邦通信委員会）/ IC（カナダ連邦産業省）が技術基準を規定しています。FCC/IC の認可が必要な製品は、TCB 申請によって認可期間を短縮することが可能です。

TCB とは、Telecommunications Certification Body（適合性評価機関）の略で、装置認可証を発行するため、FCC が指定した認証機関です。UL Japan は、第 8 号認定（TCB）に基づき、TCB として認定されています。UL グループとして、FCC/IC に代わり認可証を発行することが可能です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成
4	適合宣言の場合： FCC/IC 適合表示の開始		
5	FCC/IC 適合表示の開始	⇐	認可取得の場合： UL Japan または UL VS US より認可証の発行

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始し、試験実施後、テストレポートの作成を行います。

テストレポートに基づいて、申請が必要な場合は、申請資料を作成し、TCB および FCB へ申請を行います。適合宣言が必要な場合は、適合宣言書と適合証明資料を作成いたしますので、それをもって FCC/IC 適合表示ができるようになります。

Step 5 FCC/IC 認可証は、UL Japan もしくは UL VS US より発行されます。
UL は、FCC に代わって FCC 認可証を発行できる TCB（米国適合性評価機関）として認定されています。

注：TCB は、FCC に代わって認可を発行できる領域が指定されており、その認可は特定の割合で市場監査を受けることが条件になっています。

TCB を通じて取得した認可は、FCC と同等の効力を持ち、かつ、認可取得までの期間は FCC への直接申請に比較して短期です。
UL は IC に代わって無線機器の認可を発行できる FCB（Foreign Certification Body）としても認可されています。

注：UL Japan は IC の FCB ではありません。

欧州　CE マーキング適合支援サービス（EMC 指令・R&TTE 指令）

EU 域内において、EU 指令に適合していることを証明するマークです。低電圧指令、R&TTE 指令、EMC 指令などに基づき、トータルサポートを提供します。
UL Japan は、R&TTE 指令の適合性評価機関であり、適合性証明書の発行が可能です。

EMC 指令は、電子部品を含むほとんどの製品が対象となっています。
R&TTE 指令は、無線機器と電子通信端末機器に適用されます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成、送付 ご希望の場合は、TCF（技術ファイル）作成支援
4	CE マーキングの表示開始		

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
試験所での試験が不可能な大型装置や特別な環境の中にある装置の場合は、出張測定を実施します。

Step 3　製造者は CE マーキングを製品に貼付するにあたって、技術資料（適合宣言書を含む）、または、必要に応じて TCF（技術ファイル）を作成、保管することが義務付けられてい

ます。TCF は、Technical Construction File の略で、製造者による適合宣言書、製品に関する情報、仕様書、取扱説明書、テストレポートなどをまとめたファイルです。

オーストラリア・ニュージーランド　RCM マーク試験サービス

オーストラリア、ニュージーランドにおいて使用される製品に対して、EMC を規制する EMC フレームワークへの適合性を示すマークです。EMC、無線・有線機器への適合マークは、C-tick マーク（EMC および無線通信装置が要求される適合マーク）、A-tick マーク（有線の通信機器が要求される適合マーク）、RCM マーク（安全と EMC および無線通信装置が要求される適合マーク）の 3 つの適合マークが存在していましたが、2013 年 3 月 1 日より、3 つのマークは RCM マークに統合されました。従って 2013 年 3 月 1 日以降、新たに製品を供給する場合は、ACMA（オーストラリア通信メディア局）への届出および RCM マークの表示が要求されます。

既に供給者コードを登録済みの供給者は、3 年間の猶予期間があり、2016 年 2 月 28 日まで C-tick、A-tick マークの表示が認められています。2016 年 3 月 1 日以降は、RCM マークの表示が必要です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、製品試験の実施
3	規格不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： ①テストレポートの作成、送付 ②適合性フォルダーまたは TCF（技術ファイル）作成支援
4	RCM マークの表示開始。但しマークの使用前に、UL New Zealand などの安全認証と電気機器安全認証システム（EESS）への登録が必要です。		

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料やサンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 3　適合性フォルダーの構成は以下の通りです。

- テストレポート
- 署名済み適合宣言書（DoC：Declaration of Conformity）
- 機器の説明資料
- 仕様書からの引用（適用規格、品質管理、保守情報など）
- 製品の技術的説明

Step 4　出荷が初めてである場合は、ACMA への RCM マーク使用許可申請が必要です。この場合の申請者は、お客様の現地（オーストラリア）代表者でなければなりません。

韓国　KC マーク

韓国の電波法・電気通信基本法、電気用品安全管理法、品質管理および工業製品安全管理法 に基づきそれぞれの対象製品に対して適合性が検証された製品に表示されるマークです。
製品安全については、CB レポートを利用して、認証を取得することも可能です。（P.37）
電波法、EMC 適合については、RRA（国立電波研究所）告示に基づき、適合認証 / 適合登録（指定試験所適合登録・自己試験適合登録）を行います。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	受領後、韓国の指定試験所にサンプル / 申請関連資料を提出し、試験・証明（登録）の実施 ＊自己試験適合登録の場合、試験実施済みであれば試験報告書を提出し、指定試験所での試験は不要 試験未実施の場合には、弊社での試験実施も可能
3	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： RRA 発行の適合証明書 / 適合登録済み書を受領 表記要件案内
4	KC マークの表示開始		

Step 1　UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2　お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要とする資料、サンプルを受領しますと、指定試験所もしくは弊社にて試験業務を開

始します。

Step 4　弊社にて適合証明書取得のためのサンプル、資料を準備し、RRA に申請を行います。

各国電波法認可取得支援サービス

世界各国で規制されている電波法の認可取得申請を、申請資料作成から申請、認可取得までトータルサポートします。

UL Japan の申請実績は、約 200 の国・地域に及びます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	⇒	該当規制の調査
3			製品試験の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの作成
5	認可証の受領	⇐	当局または規制機関へ申請（必要な場合）

Step 1 UL のウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、WiSE 事業部（emc.jp@ul.com）までご送信ください。
また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金（必要な場合）、署名済サービス契約書（必要な場合）の受領をもって確定させていただきます。
なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料（仕様書など）もあわせてご送付ください。
必要に応じて当該製品に対応する規制を調査します。

製品およびそのスペックに対応する規制を調査し、必要申請資料などの情報をお客様に提示いたします。なお、調査費が別途必要になる場合がございますのでご留意ください。
お客様における製品出荷準備作業への支援として、マニュアルやラベルへの記載要件など、製品の出荷にあたって要求される条件の情報を提供します。

Step 3 必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
申請国内での試験が要求されている場合は、現地試験を手配いたします。現地試験で

規格不適合となりますと、その対応のために時間と追加の費用が発生しますので、弊社での事前試験をお勧めいたします。

Step 5　必要に応じて申請資料を作成し、該当する政府もしくは民間機関に申請を行います。申請資料の提出後もコメントや質問に対応し、認可取得まで継続的支援を提供します。申請を行った機関から認可証が発行されますと、必要に応じて出荷国への告知作業を行います。

米国 ENERGY STAR® エネルギー効率認証サービス

ENERGY STAR®（エネルギースター）とは、EPA（米国環境保護庁）が推進する電気・電子機器の省電力化を促すための施策の一環で、エネルギー消費に関する効率性を示すマークです。家電製品から産業機械、コンピューターまで幅広い機器が対象となっています。基準を満たした製品には当該マークを貼付して販売することが認められますが、EPA が認定した試験所による試験結果を、EPA が認定した第三者認証機関を通じて提出することが義務付けられています。UL は、EPA の認定を受けたエネルギースター認証機関です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL（EPA）アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： EPA に申請
5	ENERGY STAR® ロゴの表示開始	⇐	EPA より認証書の発行

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。
注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4 評価結果が基準を満たしていることを確認後、EPA に申請を行います。

その他の検査・検証サービス

ULでは、お客様のご要望に応じ、ご指定の項目についての性能や信頼性の試験を行います。

製品検査サービス

主に製品の出荷前、船積み前の製品に対し、ULの検査員がお客様の取引先を訪問し、第三者の立場でお客様の要求事項に適合しているか否かを現場で検証いたします。
一般的に製品の品質、数量、形態、サイズ、機能、梱包およびマーキングなどを検査します。
場所は国内外を問わず、現地のUL検査員が対応し、問題となる指摘個所については、現場からお客様に連絡いたしますので、不適合製品の出荷を事前に防ぐことが可能です。

製品試験サービス

製品、部品などの安全性、性能および設計確認を目的としたもので、UL規格、その他規格、ないしはお客様独自の要求事項に基づき、製品や部品、材料を試験し、そのテストレポートを発行します。
通常のUL申請とは異なり、認証書の発行やフォローアップサービス（工場検査）は実施しません。
なお、本サービスでの試験データは、UL認証のための申請に利用することはできません。

品質管理審査サービス

お客様並びにサプライヤーの品質システムをULのISO審査員が第三者の立場で審査をするサービスです。
また、外注先や海外工場などの生産能力、品質管理システムに対して、現地のISO審査員が訪問し、お客様の要求事項に適合しているかを確認します。

UL 94 燃焼性試験

UL 94におけるHB/V/VTM認証取得申請の前に難燃性の確認や、申請は行わないが難燃性の数値での把握を希望される樹脂材料メーカー様に向けた試験サービスです。なお、本サービスでの試験データはUL認証のための申請に利用することはできません。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承	⇒	試験先の通知
3	資料、サンプルの試験先への送付	⇒	試験先にて、資料、サンプルの受領確認
4			検査 / 試験 / 審査の実施
5			レポートの発行

Step 1　UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。
プロジェクトの完了に関する日程情報や、評価に必要なサンプルの情報をお知らせします。

Step 2　試験先に連絡後、サンプルを送っていただく試験先に関する情報をお知らせいたします。

Step 3　お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

全ての資料、サンプルを受領後、完了予定日をお知らせします。

第四章

医療機器・ラボ用機器適合性評価サービス

医療機器と体外診断機器、ラボ用機器、計測･制御機器に適用される安全 /EMC 規格に準じた評価･証明、薬事法認証、医療機器の品質マネジメント規格である ISO 13485 での審査登録など、UL のネットワークを駆使した幅広いサービスを提供し、お客様の製品のグローバルな市場展開を支援いたします。

安全/EMC規格、各国規制に準じた評価･証明サービス

CB 試験証明

IECEE により以下の範囲で認定を受けた CB 試験所として、製品安全試験や EMC 試験を実施します。CB 試験証明書は、NCB である UL 本社（米国）が発行します。

以下の IEC 60601 並びに IEC 61010 規格に対応した試験を行います。

IEC 60601-1	医用電気機器－安全に関する一般的要求事項
IEC 60601-1-1	医用電気システム
IEC 60601-1-2	EMC / 電磁両立性
IEC 60601-2-25	ECG, simple / 心電計
IEC 60601-2-27	ECG / 心電計監視装置
IEC 80601-2-30	NIBP / 非観血血圧計
IEC 60601-2-34	IBP / 観血血圧計
IEC 60601-2-47	ECG / 移動式心電計システム
IEC 60601-2-49	Patient monitor / 患者監視装置
IEC 60601-2-51	ECG, performance / 心電計性能（記録・分析）
IEC 61010-1	計測，制御及び試験所使用電気機器－安全に関する一般的要求事項
IEC 61010-2-010	材料加熱用の試験所機器（オーブン等）
IEC 61010-2-020	Laboratory Centrifuges / 遠心分離機
IEC 61010-2-030	試験回路及び計測回路
IEC 61010-2-033	主電源回路の電圧を測定する計測器（マルチメーター等）
IEC 61010-2-081	分析及びその他の用途の自動及び半自動試験所機器
IEC 61010-2-101	体外診断装置（IVD 装置）
IEC 61010-2-201	Control Equipment/ 制御機器（PLC 等）

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価・試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： UL 本社より CB 試験証明書および CB レポートの発行

Step 1 UL のウェブサイトから、指定の「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：medical.jp@ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

Step 4 CB 試験証明書と CB レポートを発行します。

型式試験レポート（Informative Report）/ 委託試験

医療機器・体外診断機器、ラボ用機器、計測・制御機器に対して、製品安全評価や EMC 測定を実施します。お客様のご指定に基づいた委託試験（例：温度試験のみ、指定 Clause の試験など）も可能です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所の修正、サンプルの再提出		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： テストレポートの発行

Step 1 UL のウェブサイトから、指定の「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：medical.jp@ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書（必要な場合）、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。
ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご了承ください。

Step 3 Scope Letter で依頼したすべての必要書類・サンプルをお客様からご提出いただいた時点で完了予定日を連絡するとともに、プロジェクト・オープンとし、エンジニアリングスタッフが試験・評価業務を開始いたします。

Step 4 型式試験レポートまたはご指定の成果物を発行します。

薬事法　指定管理医療機器認証サービス

UL Japan は『登録認証機関』として、厚生労働省に登録されています。日本で医療機器を販売するにあたっては、指定管理医療機器（クラスⅡで適合性認証基準のある機器）は、登録認証機関による認証が必要です。

UL Japan は、すべての区分の医療機器について認証を行います。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承と業務のご依頼 必要資料などのご送付	⇒	申請書・添付資料の審査
3			必要資料受領後、QMS 適合性実地調査の準備
4			QMS 実地調査
5			規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 適合性調査報告書、適合性調査結果通知書（様式 68）を発行 不適合の場合：
	是正処置報告書の作成、提出	⇐	不適合報告書の発行
6			結果を判定委員会に提出
7	添付文書（正式版）のご提出	⇐	認証書の発行
8			サーベイランス審査 / 更新審査

Step 1　UL のウェブサイトから、指定の「見積依頼書」を入手し、ご記入ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：medical.jp@ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額、契約書（指定管理医療機器審査業務基本契約書：当社契約書フォーム L-467）、完了予定日などをお知らせします。

Step 2　お客様のご発注にあわせ、以下を同時にご送付ください。

申請書、添付資料ともに正本1部・副本1部を提出してください。
- 「指定管理医療機器製造販売認証申請書　様式第六十四（一）」
  または「外国製造指定管理医療機器製造販売認証申請書　様式第六十四（三）」
- 「指定管理医療機器適合性調査申請書　様式第六十七（一）」
  または「外国製造指定管理医療機器適合性調査申請書　様式第六十七（三）」

- 様式第 64 添付資料（製造販売認証申請書）
  ・製品認証機関の適合証明書
    ・IECEE 認定試験所の CB レポートまたは Informative Report
    ・自社試験の場合、フルレポート
  注：海外試験所の試験データの場合、JIS に合致していることが必要
- 様式第 67 添付資料（適合性調査申請書）
  ・品質管理監督システム基準書（品質マニュアル）　・他調査権者 / 機関の調査報告書
  ・組織図　・製品標準書
  注：海外製造所の場合、QMS 省令を包含することを前提に品質マニュアルは英文でも可能
- 署名済みの指定管理医療機器審査業務基本契約書 L-467
- 予約金（必要な場合）

Step 3　実地調査は、以下のいずれかに当てはまる場合は審査日数の削減を考慮します。

- 弊社に対し 2 回目以上の認証申し込み、かつ、同一製品群で認証済製品があって、過去 1 年以内に受けた認証機関・独立行政法人による同実地調査以降に品質システムに変更がない場合
- 他の薬事法登録認証機関による ISO 13485 登録済であり、認証機関の判断で書類審査が可能と思われる場合
- 薬事法登録認証機関以外の機関による ISO 13485 登録済であり、認証機関の判断で書類審査が可能と思われる場合

Step 4　海外製造事業所に対する実地調査は、原則として最も近い UL 事業所から審査員を派遣します。

Step 6　判定委員会は以下の提出を受け、認証を決定します。

- 品目認証審査の結果
- QMS 適合性調査の結果

Step 8　サーベイランス審査は、1 年ごとに実施します。更新審査は、5 年ごとに可能な限り品目をとりまとめて合理的かつ効率的に実施します。

品質マネジメントシステム審査・登録サービス（ISO 13485、ISO 9001）

UL は、英国の認定機関である UKAS 並びにカナダの認定機関である SCC より認定を受けた審査登録機関として、医療機器における品質マネジメントシステムの国際規格である ISO 13485 および ISO 9001 に基づく審査・登録を実施します。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承と業務のご依頼 必要資料（品質マニュアル）などのご送付	⇒	必要資料受領後、Stage1 審査の実施
3			Stage2 審査の実施
4	是正処置報告書の作成、提出	⇐	規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 登録の可否判定 不適合の場合： 観察事項・不適合報告書の発行
5			登録証の発行

※登録後、サーベイランス審査 / 更新審査が必要となります。

海外認証および申請支援サービス

医療機器、体外診断機器の各国規制・規格に関する情報提供、認証、認証申請を通じて、世界市場への参入をサポートします。

地　域	サービス内容
北　米	CMDCAS
E　U	CE/MDD、CE/IVDD
アジア	CFDA（中国）、TFDA（台湾）、MFDS（韓国）、 インド、シンガポール、中東　他
その他	ブラジル、ロシア

各サービスの詳細については、下記までお問い合わせください。

（株）UL Japan ライフ & ヘルスサイエンス事業部
本社　Tel：0596-24-6735　Fax：0596-24-8002
東京本社　Tel：03-5293-6041　Fax：03-5293-6090
E-mail　medical.jp@ul.com

第五章

環境認証サービス

環境性能検証サービス、環境製品認証サービス（照明機器、建材、携帯電話、パソコン、モニターなど）、揮発性有機化合物（VOC）第三者認証・GREENGUARD 認証など、環境性能評価にかかわる業務を行います。また、環境に関する各国規制の調査を実施し、レポートを発行することも可能です。

環境性能検証サービス

リサイクル、有害物質含有率などに関する製品表示の妥当性確認を行うサービスです。
書類検査と製造ラインの検査を実施した上で、総合的に判断し、検証認証書を発行します。
初回検証の際も年 1 回の認証更新の際も書類検査と製造ライン検査を行います。
また、必要なデータを抽出するため、製品の性能試験を実施する場合もあります。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能検査（必要な場合）の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 検証認証書の発行
5	環境性能検証マークの表示開始	⇒	認証更新（年 1 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：customerservice.jp@jp.ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。
製品の検証内容によって、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能検査（必要な場合）の実施順位は変動します。

注：製品の性能検査が必要な場合、その料金は別途請求させていただきます。

Step 5 認証更新について
年 1 回、書類検査と製造ラインの検査を実施します。必要な場合は、製品の性能検査も実施します。

環境製品認証サービス

製品カテゴリー別に策定されている下記の規格を用い、環境性能をレベル評価する環境ラベリングサービスです。
書類検査と製造ラインの検査を実施した上で、総合的に判断し、認証書を発行します。
初回検証の際も年 1 回の認証更新の際も書類検査と製造ライン検査を行います。
また、必要なデータを抽出するため、製品の性能試験を実施する場合もあります。

環境製品規格

NSF 140（カーペット）	NSF 332（フロアリング材料）	UL 100（建材、石膏板）
UL 102（ドア）	UL 106（光源、照明機器）	UL 110（携帯電話）
BIFMA E3（オフィス家具）	IEEE 1680.1（パソコンとモニター）	

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能試験（必要な場合）の実施
4	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 認証書の発行
5	環境製品認証マークの表示開始	⇒	認証更新

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：customerservice.jp@jp.ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。
製品の検証内容によって、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能検査（必要な場合）の実施順位は変動します。

注：製品の性能検査が必要な場合、その料金は別途請求させていただきます。

Step 5 認証更新について
年 1 回、書類検査と製造ラインの検査を実施します。必要な場合は、製品の性能検査も実施いたします。

揮発性有機化合物（VOC）の測定、GREENGUARD 認証サービス

各国の環境関連機関、自治体、国際機関などに認められている揮発性有機化合物（VOC）の測定、GREENGUARD 認証を行います。米国グリーンビルディング協会（US Green Building Council）の LEED 制度でも GREENGUARD 認証製品を用いた住宅・事務所はポイント加算の対象です。

初回認証では、製品の予備試験と製造ラインの検査を実施後、正式認証試験を行います。2 年目以降は、年 4 回簡易確認試験を実施し、認証を継続します。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	⇒	受領後、製造ラインの検査とサンプルの予備確認試験の実施
4			正式評価
5	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 認証書の発行
6	GREENGUARD マークの使用開始	⇒	簡易確認試験（年 4 回）

Step 1 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：customerservice.jp@jp.ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、検証業務を開始いたします。
先ず、工場を訪問しての製造ラインの検査と、重要事項（特定の化学物質の排出量など）の確認試験をサンプルに対して実施します。

Step 4 正式評価では、全ての要求事項を網羅した試験を実施します。

Step 6 簡易確認試験について
年 4 回実施する簡易確認試験では、毎回異なった事項を検証します。

企業の持続可能性指数サービス

企業、その利害関係者、および取引先のための持続可能性に関する指標を構築し、環境および社会的パフォーマンスに基づいて製造業の企業の格付け・認証を行います。
予備評価と本評価の 2 段階で実施されます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	予備評価の見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料、評価期間などの通知
3	資料の送付	⇒	受領後、予備評価の実施
4	不適合の場合： レポートの分析、改善点の組み込みへ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： 予備評価レポートを提出
5	本評価の見積もり依頼	⇒	費用見積もりの発行
6	費用ご了承	⇒	Scope Letter（スコープレター）により、必要な資料、評価期間などの通知
7	資料の送付	⇒	受領後、本評価の実施
8	不適合の場合： 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合： スコアリング結果の算出、通知

Step 1/5 UL のウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。
送付は、メールにて次にご送信ください：customerservice.jp@jp.ul.com
上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書（必要な場合）をメールで送信いたします。

Step 2/6 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール（予納金や契約書が不要な場合）で確定させていただきます。

注：申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム（Agency Authorization Notification）が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter（スコープレター）をお送りします。

注：Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3/7 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。
評価には、現地監査が含まれる場合があります。

付録
UL申請で役立つ予備知識

UL 申請の過程においてはいくつかの重要なポイントがあります。この章では、それらについて解説いたします。

申請者、登録者、製造者とは

UL 申請に関わる方々は多様ですが、主に申請者、登録者、そして製造者の方々がおられます。

申請者　－　Applicant
部品、製品またはシステムの認証を UL に申請する法人もしくは個人を指し、UL とはサービス契約書（後述）によって相互の利益が守られます。認証試験とフォローアップサービス（工場検査）に対する費用負担の責任を負っていただく場合が多く、製品の適合性評価結果を知る権利があります。申請に関する変更のご依頼も申請者より行われます。

登録者　－　Listee, Recognized Company, Classified Company
UL 認証製品または付随するものにその名称が記されており、UL が発行する認証製品ディレクトリー（Certifications Directory）にその名称が記載されている法人もしくは個人を指します。
英文では、Listee（リスティングの場合）、Recognized Company（コンポーネント・レコグニションの場合）、Classified Company（クラシフィケーションの場合）となりますが、いずれも同義です。

製造者　－　Manufacturer
UL 認証製品を製造、組立て、最終出荷する生産者（工場）を製造者とよびます。フォローアップサービス（工場検査）は、この製造者を対象とする検査です。

オルタネイト / マルチプル・リスティング・プログラム

申請者と登録者を異なる方にされたい場合のために、以下の制度を用意しています。リスティング認証だけでなく、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションの認証でもご利用いただけます。

オルタネイト・リスティング・プログラム（代理登録）
申請者が、自社製造ないしは他社に委託製造する UL 認証製品に対して、申請者とは異なる第三者を登録者として申請することを可能にするプログラムです。この結果、UL によって公表されるその製品の情報に申請者の名前が表示されることはありません。具体的には、申請者が製品を登録者のブランド名で製造し、登録者が販売を行うなどのケースに適用されます。

マルチプル・リスティング・プログラム（他社ブランド登録）

申請者が、自社製造ないしは他社に委託製造する同一 UL 認証製品に対して、自社のみならず複数の第三者も異なる製品名（モデルナンバーなど）で登録者として申請することを可能にするプログラムです。具体的には、自社ブランド（申請者）での販売と並行して、他社に同一の製品を OEM 供給し、異なるブランド・製品名で販売されるケースなどに適用されます。

メインとなる登録者（申請者）をベーシック・リスティー、2 社目からの登録者をマルチプル・リスティーとよびます。

申請時に必要な書類

1. マルチプル・リスティング申請書（Multiple Listing Request Form）
   マルチプル・リスティーの製品がベーシック・リスティーの製品と、モデル名、デザイン、取扱説明書などで異なる場合、それらの相違点を記載していただく書類
2. マルチプル・リスティング・サービス契約書（L14）
3. L14 Addendum フォーム

注意点

- ベーシック・リスティーとマルチプル・リスティーの製品は基本構造、設計などが同一であることが基本条件です。個々のケースでの具体的な詳細は、カスタマーサービスまたは営業担当者にお問い合わせください。
- マルチプル・リスティング製品の製造、包装、マーキングは、申請者の UL 登録工場で行われる必要があります。
- マルチプル・リスティーの製品表示において、会社名でなく登録商標などで行われる場合、別途トレードネーム / トレードマークを申請いただく必要があります。これは、UL の市場検査などで必要になる情報です。
- 年間登録維持費はカテゴリー・コントロール・ナンバー（CCN）単位で発生し、毎年 1 月頃、請求させていただきます。

サービス契約書

サービス契約書は、お客様から UL への業務依頼に関する、両者間の基本契約関係を記したもので、製品安全試験に関わるもの、工場検査に関わるものなど、内容に応じて異なる契約書が準備されており、L405、L445、グローバルサービス契約（Global Service Agreement : GSA）などがあります。詳細はカスタマーサービスにお問い合わせください。

なお、当契約書は、個別のプロジェクトごとに締結するものでなく、上述の内容によって包括的に締結するものですので、一度ご署名いただくと契約内容の変更や社名変更、国外への住所変更などがない限り、その効力は持続します。

予納金

予納金（Preliminary Deposit）は、お客様のプロジェクトを UL が開始する前にお支払いいただく申請費用の一部または全額です。交通費などの諸経費は別途請求させていただきます。

適合性評価終了時に発行されるお客様への通知

完了通知書（N of C：Notice of Completion of Engineering Investigation）

ご申請の製品の適合性評価が完了したことをお知らせする通知であり、また、引き続き、初回ロット検査（IPI）の段階に移行することを意味します。IPI に合格されるまでは、UL マークのご使用はお控えください。

N of C は、IPI を受けていただく必要がある場合などに発行されるもので、それは次の場合です。

1. 当該製品の製造者が、新規に UL 登録をされた製造者である場合
2. 製造者はすでに別の製品の製造に関して UL 登録されているが、当該製品の製品カテゴリーでは新規の場合
3. 適合性評価部門が必要と判断した場合

IPI では、UL 検査員がフォローアップサービス・プロシージャに従って製造工場において当該製品の検査を行います。この IPI に合格してはじめて、UL マークを表示して製品を出荷することができます。

UL マーク使用許可書（N of A：Notice of Authorization to apply the UL Mark）

N of A は、製品の適合性評価が完了し、UL 規格への適合性が証明されて、UL 認証が終了したことを連絡するために申請者に送付されます。この通知の受領により、当該製品に UL マークを表示して出荷することが可能になります。

適合性評価完了から正式なフォローアップサービス・プロシージャの発行までの時間差にとらわれることなく、UL マークを表示した製品を迅速に出荷していただけるよう発行されるものです。

請求書（インボイス）の発行・お支払い

UL 認証における UL からの費用請求は、認証評価プロジェクトに関連するものと、フォローアップサービス（工場検査）に関連するものの 2 種類があります。請求書は原則として申請者に送付されます。ただし、申請者が指定する宛先に請求することも可能です。

New Work（認証申請）費

- 新規製品評価費
  新規に申請された製品の評価認証費用で、業務完了時（UL レポート / フォローアップサービス・プロシージャ発行時点、ないしは、お客様のご指示による評価業務の中止時点）で請求書を発行いたします。予納金をお支払いの場合は、残額のお支払いをしていただきます。
- フォローアップサービス・プロシージャの記載内容変更費
  部品変更など、フォローアップサービス・プロシージャの記載内容の変更に伴う業務完了時に請求書を発行いたします。

フォローアップサービス費

- ファイル年間登録維持費（AMF：Annual Maintenance Fee）
  毎年 1 月 31 日付で、UL 本社より年次の請求書が発行され、送付されます。この費用は、申請者が登録した製造工場ごとに発生し、金額はその製造工場が保有する UL ファイル数に基づきます。
- 工場検査費
  工場検査が行われた月の月末締めで請求書を発行いたします。
- ラベル費
  タイプ L のラベルサービスが適用されるお客様に、ラベルご注文書ごとに請求書を発行いたします。請求書は、ご注文をいただいた工場宛てに送付いたします。
- サンプルテスト費
  製品カテゴリーにより、サンプルテスト（工場検査で抜き取ったサンプルを試験所に送付し実施するテスト）が要求される場合は、テストが完了後、月末締めで翌月に請求書を発行いたします。
- バリエーション・ノーティス費（VN Fee）
  バリエーション・ノーティス（VN）が発行された場合、記載されている指摘事項の解決を UL 検査員が確認し、当該バリエーション・ノーティスがクローズ後、月末締めで翌月に請求書を発行いたします。
- マルチプル・リスティング年間登録維持費（ML Annual Fee）
  毎年 1 月頃年次の請求書を発行いたします。カテゴリー・コントロール・ナンバー（CCN）単位で費用が発生します。請求書はマルチプル・リスティーに送付されます。
- オルタネイト・リスティング年間登録維持費（AL Annual Fee）
  毎年 1 月頃年次の請求書を発行いたします。カテゴリー・コントロール・ナンバー（CCN）単位で費用が発生します。請求書はオルタネイト・リスティーではなく申請者に送付されます。

UL 認証時にお客様に送付される書類

UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャ

UL 申請完了時点で、以下の書類を申請者、製造者にそれぞれ発行、送付いたします。なお、送付先はご指示をいただければ変更いたします。

名称	英語名	送付先
UL レポート ＊ UL テストレポート、申請者レポート、プロシージャ・レポートともよばれます。	Procedure & Report	申請者
フォローアップサービス・プロシージャ	Follow-up Service Procedure	製造者

注：UL 規格の改訂があった場合、規格改訂による登録製品の再評価（Industry File Review）が行われることがあります。再評価のお知らせは、Industry File Review-Announcement Letter として申請者に送付されます。

フォローアップサービス・プロシージャ、UL レポート、テスト・データシートは全て、MyHome にある My UL Reports / CDA にていつでも閲覧していただけます。
また、送付方法につきましては、郵送に要する時間の排除、更新における即時性並びにエコロジーの観点から MyHome のご活用や電子データでの配布を推奨しております。

注：MyHome については、P.116 をご参照ください。

フォローアップサービス・プロシージャとは

- フォローアップサービス・プロシージャは、UL レポートからカバーページとテストレコードが省かれたもので、UL 検査員が工場検査を行う際の手順書の役割を果たします。フォローアップサービス・プロシージャの所有権は UL に属し、製造者に対する貸出しの形態をとります。
- フォローアップサービス・プロシージャは、適合性評価が完了すると、製造者に送付されます。初回ロット検査（IPI）が必要な場合、フォローアップサービス・プロシージャの送付状に IPI が完了するまで出荷することができない旨が記載されています。
- 正式なフォローアップサービス・プロシージャが届くまでの間に IPI が実施される場合は、希望があれば仮のフォローアップサービス・プロシージャを発行し、検査を行うことも可能です。
- フォローアップサービス・プロシージャの記載内容が変更された場合、改訂ページ（Revised page）が発行されます。

UL レポート / フォローアップサービス・プロシージャの一般的構成

UL レポートは以下のような構成になっています。そして、これよりカバーページとテストレコードを除いたものがフォローアップサービス・プロシージャです。

ページ名	英語名
オーソリゼーション・ページ	Authorization Page
アデンダム・トゥ・オーソリゼーション・ページ	Addendum to Authorization Page
リスティング・マーク・データページ	Listing Mark Data Page
レコグナイズド・コンポーネント・マーク・データページ	Recognized Component Mark Data Page
インデックス	Index
アペンディックス（省略される場合あり）	Appendix
セクション・ジェネラル（省略される場合あり）	Section General
カバーページ	Cover Page
ディスクリプション・ページ *	Description Page
テストレコード	Test Record

* ディスクリプション IP がある場合もありますが、これは申請者には送付されません。

CB レポートスタイルのレポートについては、『CB インテグレーション』（P.109）をご参照ください。

主なページの記載内容

1. オーソリゼーション・ページ

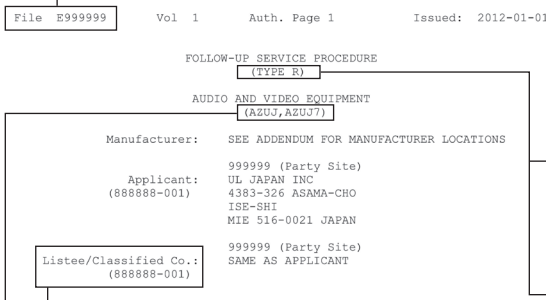

ファイルナンバー
製品カテゴリーによって変わります。
例：E123456 など
その他に MH/BP/SA/R などがあります。

タイプ R
通常の年 4 回のフォローアップサービスの実施が望ましい製品やシステムに適用されます。

タイプ L（Label Service）
製造者が製品またはシステムに実際に使用しているラベルの使用量に基づいてフォローアップサービスを実施することが望ましい製品やシステムに適用されます。

申請者、登録者、製造者の名称と住所
登録者においては、レコグナイズド・コンポーネントの場合は Recognized Company、アンリステッド・コンポーネント * の場合は、記述なしとなります。

CCN（カテゴリー・コントロール・ナンバー）
製品種類ごとに異なる番号が割り当てられます。
例：情報処理機器＝ NWGQ
NWGQ　UL 規格を基に評価されたリステッド製品
NWGQ2　UL 規格を基に評価されたレコグナイズド・コンポーネント
NWGQ3　UL 規格を基に評価されたアンリステッド・コンポーネント *
NWGQ7　CSA 規格を基に評価されたリステッド製品
NWGQ8　CSA 規格を基に評価されたレコグナイズド・コンポーネント
NWGQ9　CSA 規格を基に評価されたアンリステッド・コンポーネント *

* アンリステッド・コンポーネントとは、ある特定の機器のみに使用されるため限定付きで認められている部品や材料で、その登録は一般公開されません。また、UL マークも表示されません。

2. アデンダム・トゥ・オーソリゼーション・ページ

オーソリゼーション・ページの後に、アデンダム・トゥ・オーソリゼーション・ページがあり、製造者の名称と住所、および工場識別記号（Factory Identification）が記載されます。

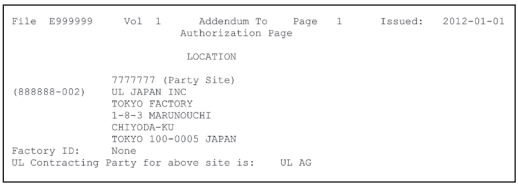

```
File  E999999     Vol  1      Addendum To    Page   1      Issued:   2012-01-01
                            Authorization Page

                              LOCATION

                 7777777 (Party Site)
(888888-002)     UL JAPAN INC
                 TOKYO FACTORY
                 1-8-3 MARUNOUCHI
                 CHIYODA-KU
                 TOKYO 100-0005 JAPAN
Factory ID:      None
UL Contracting Party for above site is:    UL AG
```

予備知識

3. リスティング・マーク／レコグナイズド・コンポーネント・マーク・データページ（タイプ R）

リスティング・サービスまたはコンポーネント・レコグニション・サービスを受けている製品のフォローアップサービス・プロシージャには必ず含まれているページです。

- リスティング・サービスの場合：リスティング・マーク・データページ
- コンポーネント・レコグニション・サービスの場合：レコグナイズド・コンポーネント・マーク・データページ

リスティング・マークは、下記の４項目で構成されています。
- UL Listing Mark*
- "LISTED" の表記（UL Listing Mark に含まれています。）
- Control No.（あるいは、許可された場合は File No.）
- Product ID

*UL Listing Mark は UL のウェブサイトからダウンロードできます。
http://www.ul.com/global/eng/pages/corporate/aboutul/ulmarks/mark/art/

必ず大文字
この文字が入る場所、サイズやフォント、間隔などには、細かい規定があります。（詳細は上記、ULマークのダウンロード・サイトの情報をご参照ください。）

許可された場合はファイルナンバーが記載されます。

リスティング･マーク･データページに書かれている製品識別（Product Identity）か、デスクリプション・ページの "Product Covered" の項目の製品名称です。

一般的にレコグナイズド・コンポーネントに必要なマーキングの項目は、フォローアップサービス・プロシージャに記載されます。
Company Name or Trademark/catalog, model or type No. など。

カナダ向けマークも取得された場合は、カナダ向けマーク・データページが追加されます。

銘板上にマーキングのスペースがない場合などは、別のパッケージ上などに Separable Listing Mark として表示する場合もあります。（例：ヒューズ）

4. インデックス

該当ボリュームの下に含まれるモデル名 / セクションナンバー / レポート発行日および米国(US)向けか、カナダ (CN) 向けかが記載されます。

5. アペンディックス

- カテゴリー・コントロール・ナンバー (CCN) ごとに同じ内容です。
- 製品カテゴリー共通ですが、会社によって内容が異なり、アペンディックスが含まれない場合もあります。
- 一般的には下記の内容が記載されています。

APP A.	UL 検査員の義務 (フォローアップサービスで実施すべきこと)
APP B.	UL に送るためのサンプル抜き取りに関する指示内容
APP C.	抜き取られたサンプルに対して UL で行われる試験内容
APP D.	製造者の義務 (出荷前にライン上で実施する試験の除外規定など)

6. セクション・ジェネラル

セクション・ジェネラルは、ボリュームナンバーごとに設けられ、それぞれのセクションに共通する要求項目に関する一般的な内容が記載されます。なお、ディスクリプション・ページに記述されている内容と異なる場合は、ディスクリプション・ページのものが優先されます。

7. ディスクリプション・ページ

Product Covered	製品情報、US and/or CSA、Listed/Unlisted Component または Recognized Component、モデル名など
Electrical Rating	定格情報
Engineering Consideration	使用用途
Special Condition	どの規格で評価されたかなど
Condition of Acceptability/C of A	部品使用許可条件 (Recognized Component、Unlisted Component のみ)
Construction Detail	その製品または部品に対する要求事項
Figure (Fig) 1,2,3…	その製品または部品の写真
Illustration (ILL)	イラストおよび図面

注：上記内容は製品カテゴリーによって異なります。

8. テストレコード

実施した試験項目が記載されています。試験結果は、MyHome の My UL Reports / CDA でいつでも閲覧いただけます。

ファイルナンバー

UL の適合性評価を受け、登録された製品は、13 の製品カテゴリーのいずれかに分類されます。UL は、それぞれの申請者に対しカテゴリーごとの ID を割り振り、管理します。その個々の ID をファイルナンバーとよびます。例えば、2 つのカテゴリーに登録製品をお持ちのお客様は 2 つのファイルナンバーを持つことになります。

ファイルには申請者、登録者、製造者および製品に関する情報が記載されます。
ファイルナンバー（例：E12345）はアルファベット文字の後に数字が続いた構成で、アルファベットによって以下のような製品カテゴリーの識別が可能です。

A	アセチレン機器	SA	安全機器
BP	盗難予防機器	R	防災剤
E	電気機器	EX	消火用品
K	石油機器	S	信号機器
MH	ハザード関連機器	AU	自動化機器
MQ	船舶機器	MP	その他の石油機器
MS	その他消火用スプリンクラー		

UL ファイルには、ボリュームとセクションがあります。

- **ボリューム（Vol.）**
  申請書、登録者、製造者と、リスティング・マーク、レコグナイズド・コンポーネント・マーク、アンリステッド・コンポーネント・マークの組合せによって割り当てられます。
- **セクション（Sec.）**
  特定の製品モデル、シリーズに割り当てられます。
  注：ないものもあります。

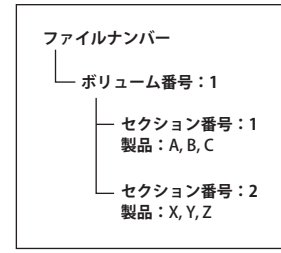

類似モデルの場合
通常、同一セクションに追加されます。申請者が希望される場合、製品モデルを別のセクションに分けて登録することも可能です。
類似性がない場合
通常、新しいセクションに登録されます。

CB インテグレーション

UL は、IT 機器、AV 機器、レーザー機器と医療機器を対象に、UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャの書式を、CB 制度の下で国際的に使用されている CB テストレポート・フォーマット（TRF）と同一のものにしており、これを CB インテグレーション（CBI）とよんでいます。これにより、UL/CB 認証のワンストップサービスの効率化と、認証取得までの時間短縮を実現しています。なお、この CB インテグレーションは、今後もカテゴリーごとに順次実施予定です。

CB スタイルのレポートは以下の構成をとります。

1. Authorization Page
   Addendum to Authorization Page
2. Index
3. Generic Inspection Instruction
4. Appendix (Special Instruction)
5. Description UL (UL Test Reports and Procedure)
   -Basic product information
   -FUS information
   -Critical component table
   -Enclosure
      ・Photo
      ・Diagram
      ・Schematics+PWB
      ・Manual
      ・Miscellaneous
6. Test Record UL
   -Clause
   -National Difference
   -Test Table
   -Collateral or Particular standard
   -Attachment (Test Data Sheet, Compliance Review Record, etc)

「6. Test Record UL」を除いたものがフォローアップサービス・プロシージャとして製造者に送られます。項目1～3は、ボリューム共通です。また、「6. Test Record UL」の内容は、MyHome で閲覧できます。

CB インテグレーション対象のフォローアップサービス・プロシージャは、ボリュームナンバーの前に“X”を付与して従来の書式のものと区別されます。
（例）Vol. X1
また、個別の製品レポートは、テストレポートとして Test Report Reference No. でも識別されます。

CB インテグレーション（CBI）による Test Report Reference No. の表示

Test Report Reference No. Exxxxxx-A1-UL
①　②③　④

① UL ファイルナンバー
② アルファベットが入り、それぞれ保管されるサーバー上の位置を示します
③ ファイル内の何番目のレポートかを示します
④ UL：UL レポートであることを示します

参考：CB レポートの場合

Test Report Reference No. Exxxxxx-A1-CB-1
①　②③　④　⑤

① CB ファイルナンバー
② アルファベットが入り、それぞれ保管されるサーバー上の位置を示します
③ ファイル内の何番目のレポートかを示します
④ CB：CB レポートであることを示します
⑤ 訂正番号を示します
　4 回目の訂正ごとに数字が増えます
　例：第 1 ～ 3 回までは訂正番号が 1、第 4 ～ 6 回までは訂正番号が 2、など

フォローアップサービス（工場検査）

製品の適合性評価が完了すると、製造工場においてフォローアップサービス（FUS）とよばれる工場検査が実施されます。工場検査では、安全性が十分確保された製品が工場から出荷されることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや UL 規格に適合していることを確認します。

- 工場検査は、通常年４回の予告なしの訪問形式で行われます。（製品によって訪問回数が変わる場合があります。）

- UL 検査員は、契約によって全ての製造場所と保管場所に自由に立ち入ることが許可されています。

- 試験・認証時の評価結果を基に作成されたフォローアップサービス・プロシージャ（以下、プロシージャ）とよばれる書類に基づいて、製品および製造工程を検査します。また、サンプル抜き取り検査なども実施し、工場で抜き取ったサンプルを UL の試験所で検査・試験することもあります。

- 工場検査の結果、製品または製造工程がプロシージャの記載と異なる場合など、UL 検査員はバリエーション・ノーティス（Variation Notice）とよばれる書類を発行し、担当の UL 事業所に通知します。

訪問時に UL 認証製品が製造されている場合、または在庫がある場合には、それらを検査します。また、UL マークを表示することが決まっている製品の部品がある場合は、それらを検査することがあります。

製品の検査を行えるように、UL 認証製品の生産予定や、休業日などをあらかじめご連絡いただいた上で訪問日を決定します。ただし、訪問時に対象製品がない場合は、生産前確認訪問（Production Ready Visit）として、製造工場において、UL 認証製品を生産する準備が整っているかどうかを確認いたします。

注：ハイテクおよびメディカル製品のお客様は、CENELEC（CIG023）スタイルの品質プロセス審査を採用し、工場検査の日数を年２回にした新しいプログラムをご利用いただけます。

FUStart（ファスタート）

FUStart（ファスタート）は、UL の工場検査プログラムであるフォローアップサービス（FUS）を円滑に受けていただくために必要な基礎知識について、事前にご説明するサービスです。これから初めて工場検査を受けるお客様や、初回ロット検査への備えとして最適です。ウェブサイトでの自習コースと、UL 検査員が製造施設を訪問して説明を行うコースがあり、どちらも無償です。

受講の形態には「ウェブサイトでの受講」と、「UL 工場検査員の訪問による受講」があり、どちらかを選択していただけます。

ウェブサイトでの受講

以下のアドレスにアクセスいただき、受講してください。
http://www.ul.com/fustart/
注 :『Review FUStart』から希望言語をクリック

UL 工場検査員の訪問による受講

当方式での受講を希望される場合は、フィールドサービス部にお申し込みください。

模擬 IPI

初回ロット検査（IPI）へのより実践的な備えとして、「模擬 IPI」もご用意しております。初回ロット検査（IPI）の予行演習として、UL 検査員が登録工場へ訪問し、実際の検査手順に沿って実施いたしますので、IPI 受検に必要な対策が明確になります。IPI 時の指摘を回避し、速やかな製品出荷を目指すお客様に、特にお勧めいたします。模擬 IPI は有償です。お問合せ・お申し込みは、登録工場の担当検査センターにて承ります。

初回ロット検査（IPI）

UL で評価された製品または部品の初回生産時に合わせて、登録された製造工場で行われます。
初回ロット検査（IPI：Initial Production Inspection）が要求された製品は、IPI に合格してはじめて UL マークをつけて出荷できるようになります。

- IPI の主旨は、初回生産品がプロシージャの記載通りに製造され、UL 認証品として出荷可能かどうか検査することです。主に新規に UL に登録された製造者や、既に UL に登録されている製造者で新規カテゴリーの製品が登録された場合、および、適合性評価部門にて必要と判断された時に IPI が要求されます。

- IPI では、量産における初ロットが検査対象になります。量産試作のように通常の量産と全く同じ手順で作られた製品も含み、ロットの大きさの制限はありませんが、検査だけのために特別に準備されたサンプルは不適当です。

- プロシージャは、通常 IPI 前に工場へ送付されます。なお、MyHome へのご登録があれば、入手されるまでの時間が短縮されます。

該当製品の製造日程が決定した時点で、IPI ご希望の日程を担当事業所のフィールドサービス部までご連絡ください。

IPI をお受けになる期限は特にございません。登録された後、IPI 完了前でも、UL 検査員は通常のフォローアップサービスとして予告なしの訪問検査を定期的に行います。その際には、IPI の対象となっている製品が製造されていないことを確認し、担当の UL 事業所へ報告します。

IPI 実施の際も通常の検査料金が適用されます。IPI に起因するその他費用(例:バリエーション・ノーティス費) についても、通常のフォローアップ検査の場合と同様の扱いをいたします。

バリエーション・ノーティス (VN)

工場検査の結果、製品または工程がフォローアップサービス・プロシージャの記載と異なる場合などに、UL 検査員がその内容を記録し、製造者に連絡する報告書です。

- バリエーション・ノーティス (Variation Notice) の目的は、検査中に発見された不適合について、ファイルの申請者と製造者に是正を促すことです。製造者は速やかにバリエーション・ノーティスを申請者に送付しなければなりません。

- バリエーション・ノーティスが発行された製品に対し、製造者または申請者に以下のような処置を選択していただきます。

製品、梱包材、取扱説明書などから UL に関する全てのマークを取り外す。

フォローアップサービス・プロシージャに適合するように製品を手直しする。

申請者がフォローアップサービス・プロシージャ記述内容の変更申請を行い、UL のエンジニアリング・スタッフの評価を受ける。

- バリエーション・ノーティスに記載された指摘事項につきましては、解決されたかどうか UL 検査員が検証いたします。それに伴いバリエーション・ノーティス費 (VN Fee) が発生しますが、本料金はバリエーション・ノーティスのクローズ後、月末締めで翌月に請求申し上げます。従って請求書上の日付は必ずしも検査日と一致しません。

オーソライズド（登録）ラベルサプライヤー・プログラム

ULマークの入ったラベルを外部向けに製造または供給するオーソライズド (登録) ラベルサプライヤー（ALS：Authorized Label Supplier）を対象としたプログラムです。

- UL に登録された完成品に表示するリスティング・マークまたはクラシフィケーション・マークを登録された製造工場で作成せず、ラベルサプライヤーから入手する場合は、オーソライズド（登録）ラベルサプライヤー・プログラム（ALS プログラム）に登録されたラベルサプライヤーからのみ入手可能です。

- L10 契約書に署名した登録ラベルサプライヤーは、UL のウェブサイトにリストアップされ一般のお客様に公開されています。

- 本プログラム下では、UL 検査員が登録ラベルサプライヤーへ年 4 回以上検査訪問しますので、より信頼性の高いラベルの入手が可能です。
  また、ラベルの受発注の記録を UL 検査員がセットメーカーと登録ラベルサプライヤーの両方から検証することで、ULマークの整合性をより高めてまいります。
  注：レコグナイズド・コンポーネント・マークは、2013 年 8 月現在、本プログラムの対象外です。

ラベルデザインの承認

STEP1　申請時点で、ラベルのデザインを UL ファイルごとに1枚ご提出ください。

STEP2　1つのファイルに複数のモデルが登録されている場合は、代表的なモデルのラベルデザインを1枚ご用意ください。ラベルのデザインに問題がなければ許可印を押印した上で返送します。（通常1週間程度）

注：許可印が捺印されたラベルデザインは、工場検査時に確認しますので、必ず製造工場でコピーをお持ちください。

ラベルデザインの確認対象は、P.106 のリスティング・マークの 4 項目のみです。
許可印を捺印するためのラベルデザインは、リステッド製品またはクラシファイド製品にのみ提出が義務付けられております。

ULマークを外部製造業者に発注される場合は、発注先が本プログラムへのご登録を済まされているかどうかを必ずご確認ください。
UL のウェブサイトで、登録されたラベルサプライヤーを検索していただけます。

初めて登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合

図面とともに UL の認可印が捺印されているラベルデザイン（コピー可）を添付して発注先にご提出ください。

2度目以降に登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合

ラベルデザインの貼付は不要です。ただし別ファイルに登録されている製品に付けるラベルを発注する場合は、そのファイル用の認可印が捺印されたラベルデザインを添付してください。

お客様用オンラインサービス

MyHome

UL 関連情報へのアクセスや、製品評価の進捗管理などが行える新しいオンラインツールです。
MyHome にご登録いただくと以下のオンラインサービスを利用していただけます。
http://my.home.ul.com　注：ご利用にはユーザーとしてのご登録が必要です。

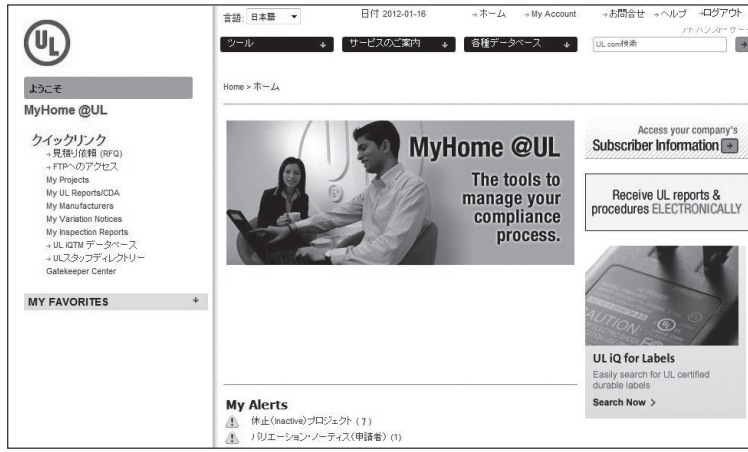

My Projects

- 進行中のプロジェクトの進捗管理と、完了したプロジェクトの詳細情報を閲覧できるサービスです。
- 申請者のみアクセスできます。

My UL Reports / CDA

- フォローアップサービス・プロシージャ、レポート、データシートを閲覧できるサービスです。
- アクセスはユーザーに限定され、パスワードでセキュリティ対策が施されています。
- 参照可能なページ
  申請者：テストレコードを含む UL レポート
  製造者：フォローアップサービス・プロシージャのみ

My Variation Notices

- 過去1年間に発行されたバリエーション・ノーティスを閲覧できるサービスです。
- バリエーション・ノーティスが発行されたら、メールで通知を受け取ることができるアラートの設定が可能です。
- 申請者、製造者ともにアクセスできます。

My Inspection Reports

- 過去1年間の工場検査レポートを閲覧できるサービスです。
- 申請者、製造者ともにアクセスできます。

オンライン・サーティフィケーション（認証製品）ディレクトリー

Online Certifications Directory

- UL 認証製品や登録企業の総合データベースです。
- 会社名、ファイルナンバー、カテゴリー・コントロール・ナンバー、規格ナンバーなどから認証製品の情報を検索できます。
- MyHome からアクセスできます。

http://database.ul.com/cgi-bin/XYV/template/LISEXT/1FRAME/index.htm

UL iQ™ データベース

UL iQ™ Databases

- UL が認証した部品や材料に関する情報を網羅したデータベースです。2013 年 8 月現在、以下の 7 つから構成されています。
- MyHome からアクセスできます。

http://my.home1.ul.com/portal/page/portal/ULIQ/UL_iQ_Home_Page

- **UL iQ™ for PWBs**
  PWB（プリント配線板）並びにそれに使われる積層板、コーティングの情報検索
- **UL iQ™ for Switches**
  UL が認証したスイッチの各種定格、会社名などからの情報検索
- **UL iQ™ for Plastics**
  プラスチック材料の登録会社、材質、グレード、難燃性、厚さ、色、温度定格などの情報検索
- **UL iQ™ for Electrical Insulation Systems**
  UL が認証した電気絶縁システムとその情報の検索が可能
- **UL iQ™ for Restricted Substances**
  UL が RoHS 指令に適合していると認めた製品の検索
- **UL iQ™ for AWM（Appliance Wiring Materials）**
  UL が認証した電線に関する情報を、会社名、定格などから検索可能
- **UL iQ™ for Labels**
  表面タイプ、用途、特殊条件（使用可能規格など）を含む様々な要素から、UL が認証したマーキング＆ラベリング・システムの検索が可能

UL IDES プロスペクター

Prospector Materials Database

- プラスチック材料の総合情報データベースです。
- 86,000 件を超えるデータシート、並びに、46,000 件を超える UL イエローカード情報（UL 認証情報）を検索・閲覧することができます。
- 無料および有料の検索ツールがあり、用途に応じて、豊富なメニューからご希望のサービスを利用していただけます。
- 詳しくは、弊社パンフレットをご覧ください（http://ul.com/japan/documents/brochures/IDES.pdf）。

www.ides.com

注：ご利用にはユーザーとしてのご登録が必要です。

ULマークのダウンロード

Downloadable UL Marks

- ULマークのデザイン見本を電子データでダウンロードできます。

http://www.ul.com/global/eng/pages/corporate/aboutul/ulmarks/mark/art/

規格情報サイト

Standards

- UL 規格の総合情報サイトです。
- UL 規格の最新版や CSA・IEC との整合規格、適用範囲などが掲載されています。

http://www.ul.com/global/eng/pages/solutions/standards/

UL 規格提供サイト

Standards Certification Customer Library

- UL 認証を登録されている企業の社員の方は、本サイトから無料で UL 規格を、IEC に基づく UL 規格は割引価格で、ダウンロードできます（HTML、PDF 形式のみ）。
- ご希望の UL 規格を登録していただくと、その規格の改訂情報などをメールでお知らせします。

https://www.ulstandards.com

注：ご利用にはユーザー登録が必要です。カスタマーサービスまでお問い合わせください。

COMM 2000

- UL 規格の購入申し込みサイト。試験器具、各種規格関連文書も購入していただけます。
- スタンダード・サブスクリプション（UL 規格予約会員）サービスはこちらからお申し込みください。

http://www.comm-2000.com

付録
Q&A

UL 認証サービスについて

質　問	回　答
UL には大きく分けて 3 種類のマーク(リスティング、レコグナイズド・コンポーネント、クラシフィケーション) がありますが、製品がどのマークに該当するかは UL が決めるのですか？1個の製品に対して複数のマークが登録されることはありますか？	製品によって、また使用する環境・対象者によって評価内容が異なるため、弊社でどのマークに該当するか決定させていただきます。適合規格が複数になる場合は、ご登録が複数になることもあります。
レポートの記載内容に変更が生じました。レポートの書き換えが必要と思いますが、そのための手続きを教えてください。	レポートに記載されている内容に変更が生じましたら、変更後の情報と併せて変更依頼のご連絡をお願いいたします。
工場の追加登録をしたいと考えているのですが、いつ生産を開始するかまだ明確ではありません。この場合、登録依頼だけ先にしてもいいでしょうか？	登録は事前に受け付けますが、登録完了後より工場検査の対象になることをご留意ください。登録希望日、登録工場での生産開始予定日などをご連絡いただければ、登録処理日程に関してご相談を承ります。
業務開始はどの段階でされるのでしょうか？	業務開始に必要なサンプルや資料をご提出いただいてからになります。詳細は「申請プロセス」をご参照いただくか、担当の者までお問い合わせください。
製品の出荷はいつから可能になりますか？	UL マーク使用許可書 (N of A) が発行された時点で出荷が許可されたことになります。ただし、初回ロット検査 (IPI) が要求された場合、完了通知書 (N of C) が発行され、初回ロット検査に合格した後に出荷が可能となります。
申請からどれくらいの期間で認証取得できますか？	評価期間は、製品カテゴリー、申請内容により異なります。評価期間はご依頼内容を確認した後、Scope Letter (スコープレター) にてお知らせしますが、概算をお知りになりたい場合は担当の者までご相談ください。

質　問	回　答
新規に開発した製品を米国市場で販売するにあたり、どの UL 規格で評価を受けたらいいのかわかりません。どのように申請したらいいですか?	貴社製品の情報（仕様書や取扱説明書など）とともに、弊社カスタマーサービスへお問い合わせください。適用規格を調査し、申請方法についてもあわせてご案内します。
UL マーク、CB 証明、D マークをあわせて取得すべく検討中です。申請費用の割引きはありますか? もしあるのであれば、例えば D マークだけ後日に申請した場合でも、割引きはしてもらえますか?	申請内容によって異なりますので、お見積もり申請時にお問い合わせください。
複数の工場に分割された製造工程を経た後、最終製品となります。この場合、最終工場が代表で UL 登録するだけでいいのでしょうか?	原則、最終工場は登録が必須です。その他の工場についても登録が必要な場合もありますので、カスタマーサービスにご相談ください。
登録済み製品に対して、製造工場を追加・削除したいのですが、有料ですか?	工場追加に関する費用は製品カテゴリーにより異なりますので、カスタマーサービスにお問い合わせください。削除につきましては無償です。
評価後のサンプルに関し、UL での廃棄でなく、返却をお願いすることはできますか?	返却ご希望の旨をサンプルご発送時にお知らせください。返却の場合は返送費用をお客様にご負担いただくことになります。また製品カテゴリーによっては返却対応ができない場合もございますのでご了承ください。
UL のウェブサイトを見たのですが、どの申請依頼書を選択するべきか判断できません。	カスタマーサービス宛てに製品資料を添付してお送りください。カテゴリーの判断をいたします。
申請に必要なサンプル数を教えてください。	必要なサンプル数は製品、申請内容によって異なります。評価に必要なサンプル、資料などの情報は、申請内容を精査した上で、Scope Letter（スコープレター）に記載し、ご連絡いたします。

質　問	回　答
サンプルはどこに送ればよいですか？	Scope Letter（スコープレター）とともにお送りするサンプル管理フォーム（Sample Shipping Form）に試験所の住所が記載されます。このフォームに必要事項をご記入の上、サンプルを入れた箱に同梱をお願いいたします。
オルタネイト・リスティング（AL）プログラム（代理登録）とマルチプル・リスティング（ML）プログラム（他社ブランド登録）の違いは何ですか？	AL とは申請者が自社名を公表しない場合に第三者を申請者として登録すること、ML とは自社の UL 登録製品の社名とモデル名を変更して他社ブランドとして販売するための登録方法です。この 2 つのプログラムでは、ご登録時の費用およびファイル年間維持費用も異なります。
以前は予納金として費用の半額を支払いましたが、今回はなぜ支払いは最終請求書のみなのでしょうか？	初めてご申請をいただくお客様や、申請費用の多寡によって予納金の必要性を決定いたします。
UL 関連の費用をできる限り抑えたいのですが何か良い方法はありますか？	既に製造していない製品のファイル、ボリュームを見直していただき、不要なものは削除することをお勧めいたします。削除業務は無償です。
来月より安全規格申請業務を離れます。以前署名しました UL との契約書には私の名前がありますが、新担当者にて再締結 / 更新は必要でしょうか？	不要ですが、別の方での署名をご希望の場合、カスタマーサービスまでご連絡ください。
申請者でもあり製造者でもあります。UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャはどのように届きますか？	同じファイル、ボリュームに対して、申請者、製造者としての登録がある場合は、UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャで重複するページ（オーソリゼーション・ページなど）は送付されず、一部のみの送付となります。

質　問	回　答
試験データシートが送付されてきませんでした。	試験データシートは送付いたしておりません。データシートは MyHome から閲覧できますので、未登録の方はぜひご登録ください。
プレサーティフィケーション（認証取得準備）サービスについて紹介がありましたが、UL認証以外でもこのサービスをお願いできますか？	プレサーティフィケーション（認証取得準備）サービスは、ULマークについてのみ承っており、他のマークについては提供いたしておりません。
フィールド・エバリュエーション（現地評価）サービスは北米向けの製品のみが対象ですか？	はい、北米向けが対象です。
米国以外の国の認証は、ULマークを取得すれば自動的に取得できるのですか？	自動的ではありません。ULマークはあくまで北米認証であり、その他の国・地域に関しては、それぞれの国・地域の要求事項に準じた評価を受け、認証を得る必要があります。要求事項が共通であれば評価が省略されるケースもあります。ULマーク以外の安全認証をご希望の場合はお見積もりご依頼時にその旨お申し付けください。
UL エンジニアを弊社に招き、技術相談をしていただくことは可能でしょうか？	技術相談は、弊社事業所にご来社いただくことも、お客様を訪問させていただく形のいずれでも受け賜ります。お見積書を発行させていただきます。ご希望内容を明記の上、申請依頼書をご提出ください。

お支払いについて

質　問	回　答
ファイル年間登録維持費（AMF）が請求される仕組みがわかりません。計算方法を教えてください。	所有ファイル数と登録製造工場を基に算出されます。お申し出いただければお客様の概算費用を計算いたしますのでカスタマーサービスまでお問い合わせください。

質　問	回　答
UL 認証を希望しますが申請費の他にどのような費用がかかりますか？ 年間にかかる費用を把握したいために知りたいと思います。	申請費以外には主にファイル年間登録維持費（AMF）、工場検査費などのフォローアップサービス費が発生いたします。詳細は P.101 をご参照ください。
ラベル費はいくらですか？	製品カテゴリーにより異なりますので、弊社ラベルセンターにお問い合わせください。 Tel：03-5293-6060 E-mail：labelcenter.tky@jp.ul.com

フォローアップサービス（工場検査）について

質　問	回　答
初回ロット検査（IPI）は生産製品がなくても実施できますか？	IPI は生産がないとできません。貴社の初回量産予定に合わせて、相談の上で実施日を決定いたします。IPI では生産された製品のロット抜き取り検査を行います。
初回ロット検査（IPI）の実施費用は、申請費に含まれていますか？	IPI はフォローアップサービスの工場検査の一環として行われるため、IPI 実施費用は申請費に含まれず、フォローアップ工場検査としての工場検査料金が適用されます。IPI に起因するその他費用についても、通常のフォローアップ検査の場合と同様の扱いです。
UL マークの定期工場検査と UL マーク以外の定期工場検査とは違いがありますか？	UL 工場検査は、カテゴリーにもよりますが、基本的に年 4 回実施される製品についての検査であり、その他の定期工場検査は CENELEC 方式で年1回実施され、主にシステム監査となります。詳細は弊社のウェブサイトをご覧ください。
評価完了後すぐに初回ロット検査（IPI）を受けたいので、検査の日程を予約したいのですが。	可能な範囲で事前の調整をいたしますので、まずは UL 担当者へご要望をお伝えください。
初回ロット検査（IPI）の検査内容は通常の工場検査と比べて特別な内容はありますか？	通常の工場検査と同じ内容です。

質　問	回　答
バリエーションノーティス（VN）が発行されましたが、出荷しても問題ないですか？	ケースごとに事情は異なります。一般的に、エンジニアリング・リゾリューション・レター（Engineering Resolution Letter）の発行が要求されるアイテムは、その決定に従ってください。当レターの発行が要求されないアイテムは、担当検査員にご確認ください。
オーソライズド（登録）ラベルサプライヤーの一覧表はどこにありますか？	弊社のウェブサイトをご参照ください。

お客様用オンラインサービスについて

質　問	回　答
電子データでの配布を推進しているとのことですが、フォローアップサービス・プロシージャについても紙媒体で管理する必要はありませんか？	紙媒体であれ電子媒体であれ、最新版が管理されていれば問題ありません。
UL 規格提供サイトは同じ企業の別部門でも閲覧することができますか？	UL 規格提供サイトはサブスクライバー（契約者）ナンバーごとの登録になりますので、サブスクライバー・ナンバーが同じであれば可能です。閲覧にはユーザー登録が必要ですので、カスタマーサービスまでお問い合わせください。
UL 規格を確認したいのですが、規格書はどこで入手できるのでしょうか？	UL 規格提供サイトにご登録の上、ご入手されるか、あるいは、COMM 2000 よりオンラインで購入していただくことが可能です。

各国電波法認可取得について

質　問	回　答
各国電波法における認可証には有効期限がありますか?	国によっては認可証に有効期限が定められています。短い国では 6 ヶ月という期限を定めている国もあります。有効期限後も出荷、販売を行う場合には更新申請を行う必要があり、更新を行わずに期限切れ後、出荷・販売を行った場合には罰則を定めている国もありますので注意が必要です。
各国電波法におけるラベル / マニュアル表記要件はありますか?	国によって表記要件を要求している国があり、各国の要求に従って対応する必要があります。
各国電波法に基づく認証を申請する際、サンプルの提出は必要ですか?	中国、韓国、ブラジルなど、国によってはサンプルの提出が要求される国もあります。サンプルが要求されない国については、一般に FCC レポートや EN レポートの提出が要求されます。
電波法認証に基づく取得期間はどのくらいですか?	国によって異なりますが、短い国で約 2 週間、長い国で約 6 ヶ月かかる国もあります。
申請書などにおける Manufacturer は、実際製品を製造している工場を記載すればよいですか?	通常、Manufacturer には製造責任者（会社）を記載し、Factory には実際の製造場所を記載します。
申請における現地代表者は、申請国ではなく、隣国にてその国の販売を管理している人を指定しても問題ありませんか?	現地代表者は必ずその国に拠点を置いている会社の代表者である必要があります。
どの国の電波法認可取得代行が可能ですか?	弊社では約 200 の国・地域に及ぶ情報を持っており、多数の国の認可取得実績があります。
各国電波法において、使用できる周波数は国により異なりますか?	国によって使用が許可されている周波数は異なります。また、各周波数・機器に対する出力限度値などの技術基準についても、国により異なります。

質　問	回　答
自動車には様々な電子機器が搭載されています。その中でも無線を使用している部分はどういったものがあるのでしょうか？	車両のセキュリティ・システムとして、ドライバーの持っているキーとの照合の行うためのイモビライザーなどは無線にて通信し照合を行います。キーレスエントリーシステムやエンジンスターターなども、無線による照合により動作しています。カーオーディオの携帯電話とのハンズフリー通話機能などにも無線が使われています。
E マーク /e マークの違いは何でしょうか？	欧州では、車両および車両に搭載される全ての電気・電子部品に対して、自動車 EMC 指令への適合が義務付けられており、この指令の要求に満足したことを『e マーク』で証明します。また、世界各国へ輸出する場合には、国連が主導となり策定した技術基準（ECE Regulation）に適合したことを証明する『E マーク』を表示することで、多くの国と地域への流通が可能となります。 注：e マーキングは 2012 年 11 月 1 日より ECE Regulation と完全統合され、以降は E マーキングのみの表示となります。但し、旧 e マーキングの継続表示は可能です。
現在使用されている携帯電話にはどういった無線機能が搭載されているのでしょうか？	機種仕様によりサポートの有無はありますが、以下のような無線モジュールが搭載されています。 - 公衆回線へ接続して通話、データ通信を可能にする携帯通信モジュール - ハンズフリーキットとの音声通信を可能にする Bluetooth モジュール - 電子マネー決済などを可能にする RFID モジュール - 地図情報機能を可能にする GPS モジュール - ローカルエリアでのデータ通信を可能にする WLAN モジュール

質　問	回　答
Bluetooth ロゴとはどのような Bluetooth 製品にも無条件で貼付可能なのでしょうか？	Bluetooth 技術を実装した製品の製造業者は Bluetooth SIG が定めた認定プログラムに従って認定される必要があり、一定のテスト基準を満たすこと、知的所有権ライセンスの取得（Bluetooth SIG メンバー加入）、Bluetooth Brand Guide（Bluetooth SIG 発行）のロゴ表記必須条件を満たさなければなりません。要求事項を満たした製品に Bluetooth ロゴを貼付できます。
日本の微弱無線とはどういった無線機器が該当するのでしょうか？	日本特有の法規制であり、発射する電波が著しく微弱な無線機器が対象となります。使用例としては、模型類の無線遠隔操縦を行うラジコン用発振器、ワイヤレスマイク、車両のドア施錠開閉装置、RFID などがあります。
日本電波法の工事設計認証と技術基準適合証明にはどのような違いがありますか？	技術基準適合証明とは、特定無線設備 1 台 1 台ごとに審査を実施し、1 台 1 台が技術基準に適合していることを証明する方法で、少量生産品の証明方法に適しています。工事設計認証は、型式（機種・型名）ごとに技術基準への適合を証明する方法（いわゆる型式試験）で、大量生産品の証明方法に適しています。大きな違いは技術基準適合証明には継続生産の品質保証が不要なことです。
VCCI の 1GHz 以上の測定の強制日はいつですか？ また、強制日以降に販売する製品でそれ以前に登録している製品は 1GHz 以上の試験を実施し再登録が必要ですか？	2011 年 10 月 1 日より強制です。強制日以前に登録申請している製品は 1GHz 以上の試験を実施して再登録する必要はありません。
欧州は規格更新で再試験が必要と聞きましたが、必要でしょうか？	適合宣言者の関与が伴わない出荷済み製品に対しては、追加試験は必要ありませんが、新たな市場出荷とみなされる継続出荷は対応が必要です。欧州域内での販売を継続的に行う場合には、適合宣言を行った後も整合規格の動向に注意を払い、対応する必要があります。

質　問	回　答
アンプ回路などの Active Element を全く含まないスピーカーに、CE マーキングは必要ですか？	CE マーキングは不要です。旧 EMC 指令では、Active Element を全く含まないスピーカーであっても、その構造上、信号が加えられた時に逆起電流が発生するため、EMC においては電磁的パッシブ機器とは言えず、さらに、それ自身が直接的機能（Direct Function）を果たすため、直接的機能を持った構成部品とみなされ、CE マーキングの対象となると、欧州委員会の見解が出ていましたが、新 EMC 指令では、電磁的パッシブ機器として新 EMC 指令の適用が除外されております。
適合宣言書に欧州共同体内の認定代理店の名前および住所が要求されていますが、欧州共同体内に認定代理店がない場合はどのように対応するべきでしょうか？	製造者が欧州域内に住所がなく、認定代理店を指名できない場合は、輸入業者または販売業者に認定代理店としての役割を担ってもらい、その責を依頼する必要があります。これは製品のトレーサビリティ情報のための要求であり、製造者、認定代理店、輸入業者、販売業者の経済担当者の役割が明示された New Legislative Framework（NLF）の下では必須です。

質　問	回　答
米国の FCC（連邦通信委員会）の認可方法の違いは何でしょうか？	製品により認可手順が決定されております。 検 証（Verification）、 証 明（Certification）、適合宣言（DoC）の 3 通りがあります。 【検証】 装置が該当技術規準に従っているかどうか製造者が測定を実施するか、または必要な手段を講じる。その測定データを FCC に提出する必要はない。 【証明】 FCC 規則の個別の免許なしに運用される装置に対する認可。装置が該当技術規準に適合しているか測定を行い、申請者が提出した参考資料、試験データに基づき審査され、証明書が発行される。 【適合宣言】 責任者が該当技術規準に適合しているか測定を行い、適合していれば、必要書類を所有するだけで米国に製品を出荷できる「自己宣言」手順。
マイコンなどを使用していない機器でも FCC15B の測定は適用になるのでしょうか？ 注：整流子モータ、電源スイッチ、インターロック用スイッチ（マイクロ SW）、Circuit　Protector、EMI コンデンサなどを搭載していますが、クロック周波数はありません。	FCC15B §15.33（b）1 に記載されている最高周波数が 1.705MHz 未満のデジタル機器となるため、不要輻射測定は不要ですが伝導妨害測定は対象です。ただし、下記のデジタル機器であれば、対象外です。 §15.103（h）デジタル機器で、最高周波数が 1.705MHz 未満で、AC 線では動作しないか、AC 線接続時に動作する対策が施されているもの（間接接続は対象） ただし、§15.103（i）装置内に 2 つ以上の機器がある場合、全てが対象外でない限り、技術基準の対象外となりません。

質　問	回　答
台湾 BSMI 規格についても、他の規格と同時に測定したいのですが、測定するにあたり、EN や VCCI と違う点はありますか？	電界測定において、30 ～ 1000MHz で 6 ポイント以上の QP 測定、1GHz 以上でも 6 ポイント以上の PK/AV 測定データが必要となります。また、Class B の場合、周辺機器に BSMI マーク必要が必要になります。製品の内部写真も必要です。Class A の場合、電源電圧が AC110V と AC220V での試験が必要になります。

EMC 試験について

質　問	回　答
EMI 測定において、マージン 0dB でも問題ありませんか？	0dB マージンでも適合と言えるため、規格上は問題ありませんが、試験所の不確かさを考慮することを推奨します。
EN 55022 の電気通信ポート試験で LAN を行う場合、10% のトラフィックはどのように作るのですか？	専用のソフトウェアがあれば使用します。ない場合はネットワーク確認用ソフトウェアの Ping などで 10% を確保できるようにします。
不確かさ以上のマージンがとれないと規格を満たせないのですか？	不確かさ以上のマージンを確保できるのが理想ですが、試験所が CISPR などの不確かさの要求事項を満たしている場合は確保できなくても規格上は問題はありません。
EMC の対策としてフェライトコアをケーブルに取り付ける場合、ターン数とコアの数を増やすとではどちらの効果が高いですか？	一般的にコアの内径とケーブルの太さが一致した方が効果が高く、対策費用を考えるとターン数を増やす方が効果的です。ターン数は 3 ターンまではインピーダンスが増えますが、それ以降は大きな改善は見られません（巻数の 2 乗でインピーダンスは増えます）。コアの数を増やすとインピーダンスが増加しますが、巻数を増やすほどの効果はありません。

質　問	回　答
試験を受けるモデルには類似モデルがあります。試験を実施しなくても、テストレポートに記載できますか?	可能です。ただしあくまでも類似モデルとしての記載になり、試験モデルとは区別されます。試験モデルとの差異についての情報も記載した方が好ましいです。技術的に類似と言えないこともあります。
EMI 試験と EMS 試験はどちらから開始した方が良いでしょうか?	都合の良い方から進めて問題ないと思われますが、EMS 試験では、静電気や雷サージなど、サンプルにダメージを与える可能性のある試験もあるため EMI 試験から開始することをお勧めします。
ESD の放電ポイントについて、コネクターのピンや充電端子も放電ポイントになるのですか?	規格書 EN 61000-4-2：2009（8.3.2 項）より、除外となる具体例から、エンドユーザーがアクセスするポイントとして、電池を交換する間の電池端子、電話応答機のカセットなどがあげられているため、除外できます。
放射電磁界イミュニティ（RS）試験や伝導妨害イミュニティ（CS）試験の判定基準はなぜ判定 A（試験中も影響なし）なのでしょうか? 他の試験（静電気試験やバースト試験）と判定基準がなぜ異なるのでしょうか?	判定 A の試験というのは、常に妨害波を出し続けているような環境などを擬している試験ですので、判定 B の『妨害印加中は影響を受けるが、印加後、正常動作に戻る』では、その環境に置いた場合、影響を受け続けるため、その環境では全く使用できないことになってしまいます。また、判定 B の試験では、静電気試験、バースト試験などは、一時的な妨害の試験であり、妨害の影響で一時的に影響を受けても印加後には正常に動作すれば問題ないということとなります。

質　問	回　答
放射電磁界イミュニティ（RS）試験や伝導妨害イミュニティ（CS）の試験時間はどのくらいかかりますか？	RS 試験においては、1% ステップで総周波数が 80 ～ 1000MHz で 271 周波数、1.4 ～ 2.7GHz で 70 周波数あり、1 周波数の印加時間を 3 秒とした場合、 -80 ～ 1000MHz で 271 × 3 秒＝ 約 14 分（放射アンテナ水平、垂直で製品の 1 面あたり約 29 分） -1.4 ～ 2.7GHz で 70 × 3 秒＝約 4 分（放射アンテナ水平、垂直で製品の 1 面あたり 8 分） CS 試験においては、1% ステップで総周波数が 150k ～ 80MHz で 636 周波数、1 周波数の印加時間を 3 秒とした場合、636 × 3 秒 = 約 31 分 となります。
全世界、共通仕様で無線機器を用意する時の仕様は、2.4GHz 帯 Wireless LAN の場合は以下で問題ありませんか？ 1. 周波数上限 Ch は 11ch までとする。（米国に合わせる） 2. KDB594280　エンドユーザーが無線仕様を変更できないようにする（米国対応） 3. 空中線電力　10mW/MHz（アンテナ端）、100mW（EIRP）（EU に合わせる）	一部の例外を除き適用可能と思われます。
試験対象品の置き方について、「通常水平に置いて使われるものは水平に、垂直に置いて使うものは垂直に置く」のが基本と認識しております。各国（米：FCC、欧：EN 300 330、日：高周波利用設備、中：『信部無 [2005] 423』の A 類）で指定などはありますか？	試験対象品の置き方は基本的には全ての国で同じと考えていただいて構いません。通常は「実際に運用する時設置する向き」で試験を行います。

各種手続きについて

質　問	回　答
社名や住所の変更はどのタイミングで提出が必要でしょうか？	変更前に、弊社ウェブサイトに掲載されている「ファイル移管・社名・住所変更依頼書」をご提出ください。新社名や新住所の英語と日本語の表記が確定した時点で提出いただくことができます。
社名住所変更、ファイル移管（譲渡）の費用を教えてください。	社名住所変更、ファイル移管（譲渡）業務は無償です。ただし、ご依頼内容が左記業務に当てはまらない場合もありますので、カスタマーサービスまでお問い合わせください。
弊社の社名が変更されます。弊社の製品を購入いただいているお取引先のお客様のレポート上に記載された社名を変更してください。	貴社の製品を使用されている UL ファイルのご申請者（お取引先のお客様）より「レポート変更申請」をご提出いただくようお願いいたします。その際に貴社名の変更について掲載されたウェブサイトまたは変更のご案内レターの添付をあわせてお願いいたします。無償で対応しております。
弊社のファイルを A 社に譲渡します。弊社が使用しているトレードマークをそのまま継続して使用できますか？	はい、できます。ファイル譲渡処理の中で使用継続の手続きをいたしますので、ファイル譲渡ご依頼の際にあわせてご連絡ください。なお、譲渡先で新たに別のトレードマークをご希望の場合はファイル譲渡後、新たな登録が可能です。ファイル譲渡ご希望の際にその旨ご連絡いただければ手続きについてご案内いたします。

質　問	回　答
現在 UL に登録している会社が、過去に消滅していましたが、そのまま手続きをせず現在に至りました。弊社が引き継いでファイルナンバーの申請者として登録するにはどのような手続きが必要でしょうか?	本来は社名変更が確定した時点で速やかにご連絡いただきたいのですが、このようなケースの場合、現在登録の社名の消失および貴社が引き継がれていることを証明する公的書類（登記簿謄本全部証明）などのご提出をお願いします。変更対象であるサブスクライバー（契約者）ナンバー、ファイルナンバー、新社名、新住所（英語 / 日本語併記）をご確認の上、カスタマーサービスにご連絡ください。
市町村合併で住所が変わりました。UL に連絡は必要ですか?	住所変更の手続きが必要ですので、弊社ウェブサイトに掲載されている「ファイル移管・社名・住所変更依頼書」をご提出ください。
部品メーカーの社名が変更になりました。UL に連絡は必要ですか?	レポート内の修正が必要となりますので、社名変更を確認できる資料をご提出ください。
UL のエージェント業務を行っている会社がありますが、このようなエージェントは全ての業務において申請者に代わって依頼することが可能でしょうか? あるいは、申請者でないとできないこともありますか?	申請者様からのご依頼でなければ承れない業務もございますので、カスタマーサービスまでお問い合わせください。

付録
用語集

A

ADVISORY SERVICES
アドバイザリー（技術相談・情報提供）サービス
適用規格 / 要求事項、製品試験 / 評価、社内試験所設置、世界各国の認証取得などについて UL のスタッフが情報や助言を提供するサービス

AGENT/AGENCY
エージェント
申請者の代理として行動する個人または会社

ALS
AUTHORIZED LABEL SUPPLIER PROGRAM の項目を参照

ALTERNATE LISTING PROGRAM
オルタネイト・リスティング・プログラム（代理登録）
申請者が自社名を公表しない場合に、第三者を登録者として登録すること。リスティングだけでなく、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションでも利用可能

AMERICAN NATIONAL STANDARDS
米国国家規格
ANSI（米国規格協会）に提出され、米国国家規格として制定された規格。ANSI に米国国家規格として認められた UL 規格は ANSI/UL 規格として登録される

AMF
ANNUAL MAINTENANCE FEE の項目を参照

ANNUAL MAINTENANCE FEE（AMF）
ファイル年間登録維持費
認証製品のファイルのメインテナンスや見直しを行う費用で、年1回請求される

ANTI-COUNTERFEITING OPERATIONS
偽造品防止活動
UL 認証を受けていないが、UL マークを貼付して販売されている、または、販売されようとしている製品を発見、排除、防止する活動

APPEALS PROCESS
再考請求
UL の出した判定に対して顧客が再考を UL に要求すること

APPENDIX
アペンディックス
フォローアップサービス・プロシージャの一部で、製造者と UL 工場検査員の義務や必要な製品試験に関する指示事項などが記されている

APPLICANT
申請者
部品、製品やシステムの認証を UL に申請する会社または個人。当事者は契約上、評価およびフォローアップサービスに必要な経費の支払い責任を負い、評価の結果として報告される情報に対する権利を有する

APPLICANT REPORT
申請者レポート
UL REPORT の項目を参照

APPLICATION
申請
製品の UL 認証あるいは他のサービスを受けるために UL に対して行う手続き

APPLICATION FORM
申請依頼書
UL に見積もりを依頼する際に提出するフォーム。お見積もり依頼書、業務依頼書ともよばれる

AUTHORIZATION PAGE
オーソリゼーション・ページ
UL マークの使用許可を与えるフォローアップサービス・プロシージャの最初のページ。申請者、登録者、製造者のそれぞれの名前と住所、サブスクライバー（契約者）ナンバー、カテゴリー・コントロール・ナンバーなどが記されている

AUTHORIZED LABEL SUPPLIER（ALS）PROGRAM
オーソライズド（登録）ラベルサプライヤー（ALS）プログラム
UL と契約書を取り交わし、登録された印刷業者または中間業者のみに、UL 認証製品に貼付する UL マークが入ったラベルの印刷あるいは供給を許可する制度

B

BASIC LISTEE
ベーシック・リスティー
マルチプル・リスティング・プログラムにおけるメインとなる登録者

BLUETOOTH
携帯情報機器向けの無線通信技術。ノートパソコンや PDA、携帯電話などをケーブルを使わずに接続し、データをやりとりすることができる

BSMI MARK
BSMI マーク
台湾の商品検査法に基づき、適合性が検証された製品に表示が許可される安全・EMC 認証マーク

C

C of A
CONDITIONS OF ACCEPTABILITY の項目を参照

CAS
CONFORMITY ASSESSMENT SERVICE の項目を参照

CATEGORY CONTROL NUMBER（CCN）
カテゴリー・コントロール・ナンバー
UL 認証製品を適用規格別に識別する分類番号で、アルファベットと数字の組み合わせで表示される。Category Code Number と称される場合もある。

CB
CERTIFICATION BODY の項目を参照

CB INTEGRATION
CB インテグレーション
UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャを、CB 制度で国際的に流通している CB レポート・フォーマットを取り入れた書式に変更すること

CB REPORT
CB レポート
CB 試験所が試験を行い、発行するレポート。これを利用することで、国家間の規格の差異部分の追加評価のみで CB 加盟国の認証を取得することができる

CB SCHEME
CB スキーム、CB 制度
IEC 規格に基づく試験データを加盟各国で相互に受け入れる国際制度

CB TEST CERTIFICATE
CB 試験証明書
当該 IEC 規格に適合していると認めた製品に、NCB（CB 制度の国内認証機関）が発行する証明書

CB TEST LABORATORY（CBTL）
CB 試験所

NCB（CB 制度の国内認証機関）に認められた試験所で、NCB 管轄の下で当該 IEC 規格に基づく試験を行い、CB レポートを作成する

CBTL
CB TEST LABORATORY の項目を参照

CCC MARK
CCC マーク
中国の当該法規に基づき、適合性が認められた製品に表示が許可される安全・EMC 認証マーク

CCN
CATEGORY CONTROL NUMBER の項目を参照

CE MARKING
CE マーキング
EU 指令の要求事項を満たしていることを示すマーク。CE マーキングのある製品は、EU 域内の自由な流通が保証される

CENELEC
COMITE EUROPEAN DE NORMALISATION ELECTROTECHNIQUE の項目を参照

CERTIFICATE OF COMPLIANCE（C of C, CoC）
適合性証明書
製品が認証され、認証マークの使用が許可されたことを示す証明書。UL の場合は、申請者のみに発行可能

CERTIFICATION BODY（CB）
認証機関
製品やシステムを適切な基準に基づいて検証し、認証を発行する組織

CERTIFICATION MARK
認証マーク
製品やシステムが適切な規格や規制に基づいて試験され、これらの要求事項や規定に適合していることが実証されたことを示すマーク

CERTIFICATION REQUIREMENT DECISION（CRD）
認証要求決定事項（CRD）
規格の要求事項を特定製品に適用すべきか否かの決定を示す文書

CISPR
国際無線障害特別委員会
Comité International Spécial des Perturbations Radioélectniques の略で、障害を引き起こす不要電波の許容値や測定法を定める規格を発行している IEC の委員会

CLASSIFICATION MARK
クラシフィケーション・マーク
特定の危険性、特定の条件や規定に基づき性能が評価されていること、または、UL 以外の団体の規格の要求事項に適合していることを示す認証マーク

CLASSIFICATION SERVICE
クラシフィケーション・サービス
以下の中で1つ以上の条件について評価するサービス
①特定の危険（傷害、火災、感電など）
②規定された条件下での機能
③法律上の規制
④国際規格を含む他の団体の規格
⑤その他の UL が望ましいと考える条件

CLIENT TEST DATA PROGRAM（CTDP）
クライアント・テスト・データ（顧客試験採用）プログラム（CTDP）
データ・アクセプタンス（顧客評価データ活用）

プログラム（DAP）の１つで、UL の承認を受けた顧客の試験所で顧客が行ったテストデータを活用する制度

COLLABORATIVE STANDARDS DEVELOPMENT SYSTEM（CSDS）
UL 規格共同開発システム（CSDS）
UL 安全規格開発に関する情報にアクセスでき、規格提案やコメント、投票などの規格策定プロセスに参加するためのオンライン・システム

COMITE EUROPEAN DE NORMALISATION ELECTROTECHNIQUE（CENELEC）
欧州電気標準化委員会
英 名 は、European Committee for Electrotechnical Standardization。 電気・電子技術分野の欧州統一規格（EN 規格）を発行

COMM 2000
UL 規格の購入申し込みサイト。試験器具、各種規格関連文書も購入可能

COMPLEMENTARY CERTIFICATION PROGRAM
コンプリメンタリー（補足的）認証プログラム
異なる規格で評価され、それぞれのカテゴリーに登録されるが、レポートは１つとなるプログラム

COMPONENT
コンポーネント（部品・材料）
完成品の評価時に適用される要求事項や試験に加え、完成品とは別の要求事項に従い試験を受けることが要求される部品や材料。これらはリスティング / コンポーネント・レコグニション認証品、または、アンリステッド・コンポーネントとして登録される

CONDITIONS OF ACCEPTABILITY（C of A, CoA）
部品使用許可条件
コンポーネント（部品・材料）の最終製品への使用に関する制限事項や合格判定基準。これらはコンポーネントのレポートに記載される

CONFORMITY ASSESSMENT
適合性評価
適切な要求事項に基づいて製品の試験を行い、それらへの適合性を判定すること

CONFORMITY ASSESSMENT BODY
適合性評価機関
各国の法律や国家間の相互承認協定、欧州指令などに基づき、適合性評価業務、証明書発行業務を行うことが認められた組織

CONFORMITY ASSESSMENT SERVICE（CAS）
適合性評価サービス
適切な要求事項に基づいて製品の試験を行い、それらへの適合性を評価するサービス

CONTROL NUMBER
コントロール・ナンバー
タイプ R サービスの UL マークとともに表示される番号。申請者、製品規格ごとに交付される

CRD
CERTIRICATION REQUIREMENT DECISION の項目を参照

CRITICAL COMPONENT LIST
重要部品リスト
重要部品が記載されているリスト

CS
CUSTOMER SERVICE の項目を参照

CSDS
COLLABORATIVE STANDARD DEVELOPMENT

SYSTEM の項目を参照

CTDP
CLIENT TEST DATA PROGRAM の項目を参照

C-tick MARK
C-tick マーク
オーストラリア、ニュージーランドで使用される製品が、EMC フレームワーク、無線規制、EMR（電磁界曝露）要求などに適合していることを示すマーク

D

D MARK
D マーク
UL Interntional Demko が発行する任意の安全認証マーク。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドとの相互認証制度にも加盟しており、EU 全域で広く利用されている

DAP
DATA ACCEPTANCE PROGRAM の項目を参照

DATA ACCEPTANCE PROGRAM（DAP）
データ・アクセプタンス（顧客評価データ活用）プログラム（DAP）
顧客が自社で製品安全試験や評価を実施することをサポートするプログラムの総称で、顧客の試験環境によって 3 つの段階に分かれている。その他にも顧客以外の第三者試験所で評価を実施するプログラムもある

DESCRIPTION PAGE
ディスクリプション・ページ
フォローアップサービス・プロシージャ、UL レポートの一部でセクション別に番号がふられている。写真や図面を含む認証製品の詳細が記載される

DISPOSITION
（バリエーション・ノーティスの）措置方法、（サンプルの）廃棄方法
バリエーション・ノーティス中では、バリエーション・アイテムに対する措置方法を指す。また、サンプルの廃棄方法の意味でも使用される

E

e/E MARKING
e/E マーキング
e マーキングは、欧州の自動車 EMC 指令、自動車セキュリティ指令などに適合していることを示すマークで、対象製品への表示は強制である。E マーキングは、自動車部品の世界基準であり、それに適合していることを示すマークである
注：P.60 をご参照ください。

ECD
ESTIMATED COMPLETION DATE の項目を参照

ECD LETTER
ECD レター
申請者に評価完了予定日を通知するレター

EFFECTIVE DATE
発効日
新規規格や現行規格の改訂版が発行され、それらの新しい要求事項が、それらの適用範囲にある認証製品に適用される日

EMC
電磁環境両立性
Electromagnetic Compatibility の略称。他の機器などの動作を妨害するような電磁妨害を与えず、かつ電磁環境によってその機器の性能に影響を受けないシステムの能力のこと。 出荷国で EMC が規制されている製品は該当する規格に適合することが必要

EMC DIRECTIVE
EMC 指令
CEマーキングの根拠となる規格や要求事項が記されているEU指令の1つで、電気/電子機器に適用されるEMCに関する要求事項が規定されている

EMC TESTING
EMC 試験
電子機器から発生する電磁波が他の電子機器に与える妨害（EMI）と外部からの電磁波への耐性（EMS）を測定する試験

ENEC MARK
ENEC マーク
電気製品を対象にした欧州の安全マークで、欧州の安全規格に適合していることを示す

ENERGY EFFICIENCY CERTIFICATION SERVICE
エネルギー効率認証サービス
ENERGY STAR®（エネルギースター）プログラム、カナダ天然資源省などのエネルギー規格に基づいてエネルギー効率試験を行い、それらに適合している製品を認証するサービス

ENERGY STAR®
ENERGY STAR®（エネルギースター）
米国の環境保護庁（EPA）とエネルギー省（DOE）が共同管轄する任意のラベリング制度。規定された省エネ基準を満たした対象製品には、ENERGY STAR® ロゴが表示される

ENGINEERING CONSIDERATION
エンジニアリング・コンシダレーション（技術的考慮事項）
製品の評価時に考慮された事項の記録で、フォローアップサービス・プロシージャのディスクリプション・ページ内に記載されている

ENGINEERING RESOLUTION LETTER
エンジニアリング・リゾリューション・レター
適合性評価部門の検証が必要なバリエーション・アイテムに対し、適合性評価部門が内容を検証し、その検証結果が明記されたレター

Enhanced UL Mark
エンハンスト ULマーク
製品における認証マークの明確化、および視認性の向上を目的として、複数の UL 認証マークを 1 つのマークでまとめて表示することを可能にした新たな ULマーク

Environment
Environment（環境）
製品の環境性能の検証、各種規格に準じたサステイナブル製品の認証、GREENGUARD の認証など環境に関連した検証 / 認証サービスを提供する UL の事業

ENVIRONMENTAL CLAIMS VALIDATION SERVICE
環境性能検証サービス
リサイクル、省エネなどに関する製品性能の妥当性確認を行うサービス

ESTIMATED COMPLETION DATE（ECD）
評価完了予定日
プロジェクト完了の予定日

EU DIRECTIVES
EU 指令
EU 加盟国が準拠を求められている法律で、ここに指定されている整合規格に適合している製品は、CE マーキングを表示できる。欧州指令とも言われる

F

FACTORY IDENTIFICATION

工場識別記号
製造工場の登録が 2 箇所以上の場合、製品などへ表示する工場識別記号。2 番目の工場から必要

FACTORY INSPECTION FEE
工場検査費
工場検査員による工場検査の実施費用

FCC
米国連邦通信委員会
Federal Communications Commission の略称。1934 年に米国の通信法に基づき通信関係の委員会として設立された政府機関

FCC DoC MARK
FCC DoC マーク
FCC の技術基準に基づき認定試験所で測定された製品に対し、製造者が基準への適合性を自己宣言する場合に用いられるマーク

FIELD EVALUATION SERVICE
フィールド・エバリュエーション（現地評価）サービス
北米の工場、学校、公共施設、店頭などに機器を設置する場合、現地の規定執行官 (AHJ) により NEC® (米国電気工事規定) 規格や他規格への適合を要求されることがある。フィールド・エバリュエーション・サービスとは、そのようなケースにおいて UL がその機器の第三者検証レポートおよび Field Evaluated Product ラベルを発行するサービス。フィールドラベリングともよばれる。（日本で一般的によばれる「UL 認証」とは異なり、UL が第三者として規格適合性を検証し、レポートにより AHJ の判断をサポートするもの）

FIELD INSPECTION SERVICE
フィールド・インスペクション（現地検査）サービス
UL のリスティングまたはクラシフィケーション認証を受けているが UL マークが貼付されていない製品を、UL 検査員が設置現場に行って評価するサービス

FIELD REPRESENTATIVE
検査員
各種工場検査やフィールド・エバリュエーション（現地評価）サービスなどを実施する UL 検査員

FILE
ファイル
製品の評価が行われ、認証を受けると作成される、申請者、登録者、製造者および製品に関する情報が記載されたファイル。1 つの製品カテゴリーに対して 1 つのファイルが作成される

FILE NUMBER
ファイルナンバー
申請者の製品が認証登録を受けると、UL が製品カテゴリーごとに発番するファイルの識別番号で、アルファベットと数字から成る。最初のアルファベットは製品カテゴリーを表している。例：E12345（E ＝電気機器）

FOLLOW-UP INSPECTION INSTRUCTION（FUII）
フォローアップ検査指示書（FUII）
フォローアップサービス（工場検査）プログラムに適用される特定の製品カテゴリーの指示事項や責任事項が詳述されている指示書

FOLLOW-UP SERVICE PROCEDURE
フォローアップサービス・プロシージャ
製品の認証時に発行され、製造者に貸与される文書。登録された製品の詳細、UL マークの使用や工場検査実施に関する規定が明記される

FOLLOW-UP SERVICE PROGRAM
フォローアップサービス（工場検査）プログラム
登録された製品が UL の要求事項に引き続き適合

しているかを判定するために、サンプル抜き取り、検査、試験を実施するプログラム。試験および構造検査は一般的に製造工場で実施されるが、テスト項目によっては UL の試験所で行われる

FUII
FOLLOW-UP INSPECTION INSTRUCTION の項目を参照

FUNCTIONAL SAFETY CERTIFICATION SERVICE
機能安全認証サービス
機能安全（安全装置を付加することにより確保される安全）規格に基づき製品を評価・認証するサービス

FUS
FOLLOW-UP SERVICE PROGRAM の項目を参照

FUS SAMPLE TEST
FUS サンプル試験
UL 認証製品が安全上の要求事項と継続的に適合することを保証するために定期的に行うサンプル試験。UL 検査員が工場検査時に抜き取ったサンプルを UL 試験所に送り試験を実施する

FUStart
ファスタート
UL認証製品を製造するにあたっての知識を習得するために受講いただく事前説明プログラム。主に、新規にUL登録された製造者を対象としており、初回ロット検査（IPI）実施日までの受講を推奨

G

GLOBAL MARKET ACCESS SERVICES
世界の認証提供サービス
世界各国の認証を発行または認証取得をサポートするサービス。CB スキームによる CB 試験証明に加え、D（欧州）、UL-GS（欧州）、CCC（中国）、KC（韓国）など多岐に渡る認証マークの取得が可能

GOST-R MARK
GOST-R マーク
ロシアの国家規格に基づき適合性が検証された製品に表示が許される安全・EMC 認証マーク

GUIDE INFORMATION
ガイド・インフォメーション（製品カテゴリーガイド）
UL オンライン認証製品ディレクトリー上にある製品カテゴリーに関する案内で、対象となっている製品の範囲や制限、その製品の評価に使用される要求事項、適用される UL マークの種類などが記されている

H

HAC
補聴器両立性
Hearing Aid Compatibility の略で、無線ハンドセットに対する補聴器の互換性を意味する

HAZARD BASED SAFETY ENGINEERING（HBSE）
ハザード・ベース・セーフティ・エンジニアリング（危険から始まる安全工学）
エネルギ源、伝達メカニズム、セーフガードの3つのブロックを重視した技術原則で、IT 機器と AV 機器の統合規格である IEC 62368-1 は、これに基づいて策定されている

HBSE
HAZARD BASED SAFETY ENGINEERING の項目を参照

I

IC
INSPECTION CENTER の項目を参照

IEC
国際電気標準会議
International Electrotechnical Commissionの略称。各国の国家電気委員会から成り、国際規格としてIEC 規格を作成している

IFR
INDUSTRY FILE REVIEW の項目を参照

INDUSTRY FILE REVIEW（IFR）
インダストリー・ファイルレビュー（登録製品再評価）
UL規格の要求事項が新規作成または変更される場合、その規格で UL認証を得ている製品が、その要求事項の発効日以降もその規格に適合しているかを検証し、必要な場合には追加評価を行う制度

INITIAL PRODUCTION INSPECTION（IPI）
初回ロット検査（IPI）
新規登録工場で UL 認証製品を初めて製造し出荷する際に、その初回ロット製品がフォローアップサービス・プロシージャの要求に従って製造されているかを確認する検査。ただし、既存工場についても、登録内容により実施が要求される場合もある

INSPECTION CENTER（IC）
検査センター
工場検査員が所属する事業所

IPI
INITIAL PRODUCTION INSPECTION の項目を参照

J

JAB
日本適合性認定協会
Japan Accreditation Board for Comformity Assessment の略称。試験所など適合性評価に関わる組織の認定を行っている公益財団法人。国際相互承認グループに加入

JAPAN ON the MARK
ジャパン・オンザマーク
UL Japan が年 4 回、UL の情報や要求事項の解説などを発信しているお客様向けニュースレター。UL Japan のウェブサイトで閲覧可能

JIS
日本工業規格
Japanese Industrial Standards の略称。日本の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される日本の国家規格

K

KC MARK（former eK mark）
KC マーク（旧 eK マーク）
韓国の電気用品安全管理法に基づき、適合性が検証された製品に表示される強制安全 /EMC 認証マーク

KC MARK（former MIC/KCC mark）
KC マーク（旧 MIC/KCC マーク）
韓国の電波法、電気通信基本法に基づき、適合性が検証されたコンピューター、通信機器、無線機器などに表示される強制マーク

Knowledge Services
Knowledge Services（セミナー・情報提供）
各分野のエキスパートによる公開 / 出張セミナー、オンラインセミナーの開催、並びに、アドバイザリー（技術相談・情報提供）サービスを提供する UL の事業

L

LABEL CENTER
ラベルセンター

UL ラベルを管理する部署

LABEL FEE
ラベル費
Type L のラベルサービスが適用される場合に発生する費用。注文ごとに請求書を発行する

LETTER REPORT
レターレポート
申請された製品が認証不可と判定された場合に申請者に送付される評価レポート

Life & Health
Life & Health（ライフ&ヘルス）
医療機器、食品加工機器、自動販売機、水道設備機器、飲料水などを各国の法規制に準じて試験 / 評価 / 認証するサービスなど、人々の生活と保健に関するサービスを提供する UL の事業

LISTED ACCESSORY
リステッド・アクセサリー
単体では機能せずにリステッド製品と一緒に使用される付属製品

LISTED PRODUCT
リステッド製品
UL との契約に従い、リスティング並びにフォローアップサービス（工場検査）プログラムに基づいて製造され、製造者が UL の要求事項への適合を宣言するために UL リスティング・マークが貼付された製品

LISTEE
登録者
リステッド製品の登録者として、リスティング・マークを使用する製品に表示される社名。認証製品ディレクトリーに社名が掲載される。クラシフィケーション認証の場合は、Classified Company、レコグニション認証の場合は、Recognized Company と称される

LISTING MARK
リスティング・マーク
UL 規格の要求事項に適合した製品であることを示す UL マークの 1 つで、最終製品に表示される

LISTING SERVICE
リスティング・サービス
UL との契約の下、UL 規格に基づいて製品を試験し、適合する製品には UL 認証製品としてリスティング・マークの使用を許可し、登録する。また、フォローアップサービス（工場検査）によって製造者が継続して適合製品を製造していることを確認する

LOW VOLTAGE DIRECTIVE
低電圧指令
CEマーキングの根拠となる規格や要求事項が記されているEU指令の1つで、電圧がAC50～1000V（DC75～1500V）にある電気機器に適用される

M

MANUFACTURER
製造者
UL 認証制度では、UL マークの使用を許可された認証製品を製造することができる登録工場。フォローアップサービスの工場検査はここで実施される

MARKING
マーキング
製造者が自社製品や梱包上に表示する製品の情報で、マークや製品情報（登録社名、製品名、定格など）が含まれる

MTL
Manufacturer's Testing Lab の略称。製造者の試験所で試験が行われ、その評価データが採用される CB スキームの制度で、4 段階で構成されている

MULTIPLE LISTEE
マルチプル・リスティー
マルチプル・リスティング・プログラムにおける 2 社目からの登録者

MULTIPLE LISTING PROGRAM
マルチプル・リスティング・プログラム
（他社ブランド登録）
自社の UL 登録製品の社名とモデル名を変更して、他社ブランドとして販売するための登録方法。リスティングだけでなく、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションでも利用可能

MY AGREEMENT
UL 契約書の電子様式締結システム

MyHome
セキュリティー保護された環境で、UL の各種データベースや、プロジェクトの進捗状況、レポート、フォローアップサービス・プロシージャなどのお客様情報へのアクセスができるお客様専用ポータルサイト

N

N of A /NOA
NOTICE OF AUTHORIZATION TO APPLY THE UL MARK の項目を参照

N of C / NOC
NOTICE OF COMPLETION OF ENGINEERING INVESTIGATION の項目を参照

NATIONAL CERTIFICATION BODY（NCB）
国家認証機関、国内認証機関
CB スキームにおいて、各加盟国に設置されている国内認証機関。CB レポートを基に CB 試験証明書を発行する

NATIONALLY RECOGNIZED TESTING LABORATORY（NRTL）
米国国家認定試験機関
OSHA（米国労働安全衛生局）より、米国国家規格に基づいて製品安全試験・認証を実施することを認められた試験機関

NB
Notified Body の略称で通知機関、指定機関ともよばれる。欧州の CE マーキング制度において機器の適合性を判断する権限を国により与えられた第三者機関のことで、EC 型式試験を行い証明書を発行する。R&TTE 指令、低電圧指令、機械指令など必要分野に応じた NB が指定されている

NCB
NATIONAL CERTIFICATION BODY の項目を参照

NEC®
米国電気工事規定
National Electrical Code® の略称。NFPA（米国防火協会）が発行する電気装置全体の基本的安全要求が記されているモデル規定。別称 NFPA 70

NOTICE OF AUTHORIZATION TO APPLY THE UL MARK（N of A, NOA）
UL マーク使用許可書
変更申請や新規申請された製品が UL 規格の要求事項に適合していることを UL が確認した時点で、製造者に UL マークの使用した製品の出荷が許可されたことを告げる許可書。初回ロット検査

(IPI) が要求される場合は発行されない

NOTICE OF COMPLETION OF ENGINEERING INVESTIGATION (N of C, NOC)
完了通知書
製品の適合性評価の完了と、フォローアップサービス(工場検査)の実施を連絡する完了書。初回ロット検査 (IPI) が要求される場合などに発行される

NRTL
NATIONALLY RECOGNIZED TESTING LABORATORY の項目を参照

NVLAP
米国自主試験所認定プログラム
National Voluntary Laboratory Accreditation Program の略称。米国商務省の NIST (技術・標準局) の下部組織で、試験所の能力を評価し認証する制度

O

ONLINE CERTIFICATIONS DIRECTORY
オンライン認証製品ディレクトリー
ULマークの使用が許可された製品の登録社名・住所など各種情報を収録した総合オンライン・データベース

OOI
OUTLINE OF INVESTIGATION の項目を参照

OUTLINE OF INVESTIGATION (OOI)
評価アウトライン (OOI)
UL 規格が発行されるまでの評価・認証に使用される要求事項集で、サブジェクトとも称される。規格策定パネル (STP) における検討・投票が行われた後、正式な UL 規格として発行される

P

PAG
PRACTICAL APPLICATION GUIDELINES の項目を参照

PAL
PHARMACEUTICAL AFFAIRS LAW の項目を参照

PHARMACEUTICAL AFFAIRS LAW (PAL)
薬事法
医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造、取扱いなどに関する法律。薬事法により、認証基準のあるクラスⅡの指定管理医療機器は登録認証機関による認証が必要

PRACTICAL APPLICATION GUIDELINES (PAG)
規格適用ガイド (PAG)
UL 規格の要求事項を実際にどう製品に適用していくべきかを記した UL の公式見解でありガイドライン

PRE-CERTIFICATION EVALUATION SERVICE
プレサーティフィケーション (認証取得準備) サービス
認証申請が行われる前に UL エンジニアが、認証取得に必要なサンプル、試験などの説明を行い、また、技術的な相談に対応するサービス

PRELIMINARY DEPOSIT
予納金
製品評価申請時に申請者が事前に支払う製品評価費用の一部または全額

PRELIMINARY INVESTIGATION
予備評価
正式な UL 認証を付与することを前提とせず、製品サンプルを評価し、UL の要求事項への適合性を判定するサービス

PRIMARY DESIGNATED ENGINEER（PDE）
主席エンジニア
UL 規格の開発や要求事項の解釈、エンジニアへの技術的サポートなどを行う UL の技術スタッフで、担当する製品カテゴリーの責任者として、UL の製品認証業務の公正性と品質の向上を担う

PROCEDURE & REPORT
プロシージャ・レポート
UL REPORT の項目を参照

PRODUCT CATEGORY
製品カテゴリー
UL 認証の基礎となる、共通の機能や設計上の特徴による製品分類で、同じ UL 規格が適用される

Product Safety
Product Safety（製品安全）
安全要求事項に基づいて製品を試験・評価し、適合性が確認された製品を認証する適合性評価サービス、また、その適合性の維持を確認するフォローアップ（工場検査）サービスを実施する UL の主要事業。米国だけでなく世界各国の安全認証の発行 / 取得支援サービスも実施している

PROJECT
プロジェクト
UL が受注した業務

PROJECT HANDLER
プロジェクト担当エンジニア
製品の評価から完了まで責任を持って担当するエンジニア

PROJECT NUMBER
プロジェクト・ナンバー
プロジェクトごとに発番されたアルファベットと数字から成る番号。例：06ME12345

PROJECT OPEN
プロジェクト・オープン
評価を開始できる状態にすること

PROJECT PLAN
プロジェクトプラン
受注後、エンジニアリング部門で製品評価に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格などを決定するプロセス。プロジェクトプランの完了後にスコープレター（Scope Letter）が発行される

PROPOSED STANDARD
規格提案
ある製品カテゴリーの規格に対して提案された要求事項案

Prospector Materials Database
UL IDES プロスペクター
プラスチック材料の総合情報データベース

PSC MARK
PSC マーク
消費生活用品安全法の技術基準への適合を示すマーク

PSE MARK
PSE マーク
電気用品安全法の技術基準への適合を示すマークであり、販売される電気用品への貼付が義務付けられている

PUBLIC NOTICE
パブリック・ノーティス（警告広報）
UL マークの不正使用、重大な危険を伴う製品や UL の要求事項を満たしていない製品への UL マークの表示があった場合に UL が警告として発信する広報

R

R&TTE DIRECTIVE
R&TTE 指令
CE マーキングの根拠となる規格や要求事項が記されている EU 指令の 1 つで、無線機器、電気通信端末機、並びにその付属機器に適用される

RECOGNITION SERVICE
レコグニション・サービス
部品や材料を UL 規格に基づいて評価し、要求事項に適合した部品や材料を UL マーク、マーキングの表示が許可された製品として登録するサービス

RECOGNIZED COMPONENT
レコグナイズド・コンポーネント
UL 認証製品に使用される部品・材料として UL が評価し認証したもの。これらは最終製品に使用される部品・材料であり、工場内で UL 認証製品に搭載される。搭載部品としての適否は部品の定格や使用条件などから完成品の中で判断される。それらの条件は UL が発行したレコグニション・レポートや認証製品ディレクトリーに記載される

RECOGNIZED COMPONENT MARK
レコグナイズド・コンポーネント・マーク
レコグナイズド・コンポーネントとして登録されていることを示す RU の文字が逆になってデザイン化されているマーク

RECOGNIZED MARKNG
レコグナイズド・マーキング
レコグニション・サービスの下で生産した認証部品であることを示す、登録社名、モデル名などから成る表示。レコグナイズド･コンポーネント･マークはこの表示の近くに貼付する

REQUEST FOR QUOTATION（RFQ）
申請依頼書
オンライン上で見積もりを依頼する際に提出するフォーム。UL Japan では、UL Service Request Form と称す

REQUIREMENTS
要求事項
製品の試験と認証を行い、UL マークやその他のマークの使用を許可する際の基本となる基準

REVIEWER
レビューアー
製品の適合性を評価、判定して認証を出す責任者。プロジェクトを担当するエンジニアとは異なるスタッフが任命され、UL レポートに名前が記載される

RFQ
REQUEST FOR QUOTATION の項目を参照

RMT
Recognized Manufacturer's Testing の略称。CB スキームの製造者評価データ活用制度である MTL の 1 つで、NCB より認められた製造者の試験員が自社試験所で試験を実施し、そのデータが採用される、承認による試験プログラム

S

S MARK
S マーク
電気用品安全法技術基準、もしくは S マーク認証機関連絡会にて承認された技術基準に基づき評価し、認証された製品に表示できる任意の安全・EMC 認証マーク

SAFETY MARK
Safety マーク
消費者保護（安全要求事項）登録証明書スキームにより、指定電気製品に表示が要求されている

シンガポールの安全マーク

SAMPLE
サンプル
評価に必要な製品サンプル

SAMPLE SHIPPING FORM
サンプル管理フォーム
UL にサンプルを送付する際に同梱する UL 指定書式のフォーム。フォーム内にはプロジェクト・ナンバー（または見積番号）が記載がされている

SAMPLE TAG（FUS TAG）
サンプルタグ
サンプル試験で抜き取ったサンプルを UL 試験所に送付する時、UL 検査員が発行する荷札

SAMPLE TESTING FEE
サンプル試験費
UL の工場検査員が抜き取ったサンプルを評価するための費用

SAR
比吸収率
Specific Absorption Rate の略称で、人体が電波にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量のこと。携帯電話や無線機器に対して世界的に法制化が進んでいる

SCCL
STANDARD CERTIFICATION CUSTOMER LIBRARY の項目を参照

SCOPE LETTER
スコープレター
製品評価に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格などが記された文書で、UL から申請者に送られる。スコープレターを発行し、必要なサンプルや資料を受領後、プロジェクト開始となる

SECTION GENERAL
セクション・ジェネラル
フォローアップサービス・プロシージャの一部であり、そのプロシージャに記載されている全ての製品に共通して要求される規定や説明が記述されているセクション。ボリュームナンバーごとに設けられる

SECTION NUMBER
セクションナンバー
特定の製品モデル、シリーズに割り当てられる番号。IT 製品などの CB スタイルのレポートの場合は、Report Reference No. がこれに相当する。一般的に、類似モデルの場合、同一セクションに追加されるが、申請が希望する場合は別のセクションに分けて登録することも可能。類似性がないモデルの場合は新しいセクションに登録する

SERVICE AGREEMENT
サービス契約書
UL への業務依頼における基本条項を記した契約文書。依頼内容により異なる契約書が準備されているが、工場検査の際に契約者に求められる諸要件が記述されており、また、例えば、UL マークの使用を含む契約書ではその使用条件を記したものなどがある

SERVICE REQUEST
サービスリクエスト
UL が行う無償業務

SERVICE REQUEST NUMBER
サービスリクエスト・ナンバー
サービスリクエストごとに発番されたアルファベットや数字から成る番号

SI
SIGNIFICANT INTERPRETATION の項目を参照

SIGNIFICANT INTERPRETATION（SI）
要求事項重要判断（SI）
現在または将来の UL 認証製品に影響を及ぼす可能性のある要求事項の適用や解釈に関する決定

SMT
Supervised Manufacturer's Testing の 略 称。CB スキームの製造者評価データ活用制度である MTL の 1 つで、NCB または CB 試験所の監督下で、製造者が自社試験所で試験を行い、そのデータが採用される、監督による試験プログラム

SPLIT INSPECTION
スプリット・インスペクション（分割検査）
製造工程が複数の場所にまたがり、製品検査を 1 箇所で実施することができない時に行う、特別な工場検査プログラム

STANDARD SUBSCRIPTION SERVICE
スタンダード・サブスクリプション（UL 規格予約会員）サービス
指定された規格に改訂提案、規格広報などがでたら一定期間、自動的に送付を受けるサービス（有料）

STANDARDS BULLETIN
規格広報
検討やコメントを依頼するために、UL 規格の新規発行または改訂における提案内容を掲載した文書

STANDARDS CERTIFICATION CUSTOMER LIBRARY（SCCL）
UL 規格提供サイト
UL 認証を取得している企業の社員を対象にした UL 規格および関連文書が無料で閲覧、ダウンロードできるサイト。但し IEC 規格に基づく UL 規格は割引き価格での提供となる。利用するには登録が必要

STANDARDS TECHNICAL PANEL（STP）
規格策定パネル（STP）
UL 規格に対する提案や問題を検討し、それらに対するコンセンサス（総意）を形成する組織。AHJ（米国規定執行官）、メーカー、製品を使用する企業、消費者、政府、規格開発機関、学識者、安全問題専門家、貿易団体など様々な分野の関係者で構成される

STP
STANDARDS TECHNICAL PANEL の項目を参照

SUBJECT
サブジェクト
OUTLINE OF INVESTIGATION の項目を参照

SUBSCRIBER
サブスクライバー（契約者）
UL サービスの利用者として、UL と契約を締結している会社または個人

SUBSCRIBER NUMBER
サブスクライバー（契約者）ナンバー
UL と契約を締結した顧客（サブスクライバー）に対して設定する 9 桁の番号

SUSTAINABLE PRODUCT CERTIFICATION SERVICE
環境製品認証サービス
各種環境関連規格に準じた試験・認証を行うサービスで、ISO 14025 に基づくタイプ III 環境ラベリング・サービス

T

TAT
TURN AROUND TIME の項目を参照

TAT LETTER
スコープレター（SCOPE LETTER）と同意語。SCOPE LETTER の項目を参照
注：中国 CCC 申請に関しては P.34 ～ 36 を参照

TCB
米国通信認証機関
Telecommunications Certification Body の略称。FCC（米国連邦通信委員会）に代って通信機器の適合性認可証を発行することが認められた認証機関

TCF
技術ファイル
Technical Construction File の略称。製品に関する情報、技術資料、取扱説明書、テストレポートなどが含まれ、CE マーキング制度などではこれを用いて適合宣言を行うことが可能

TCP
TOTAL CERTIFICATION PROGRAMの項目を参照

TEST RECORD
テストレコード
UL レポートの中の、製品評価中に使用した試験項目を記述した部分

THIRD PARTY TEST DATA PROGRAM（TPTDP）
サードパーティ・テストデータ（第三者試験データ採用）プログラム（TPTDP）
データ・アクセプタンス（顧客評価データ活用）プログラム（DAP）の1つで、試験能力を有すると監査で認められた第三者の試験施設のデータを採用するプログラム

TMP
Testing at Manufacturer's Premises の略称。CB スキームの製造者評価データ活用制度である MTL の 1 つで、製造者の試験施設で CB 試験所から派遣された試験員が試験を行う出張試験プログラム

TOTAL CERTIFICATION PROGRAM（TCP）
トータル・サーティフィケーション（顧客評価全面採用）プログラム（TCP）
データ・アクセプタンス（顧客評価データ活用）プログラム（DAP）の1つで、顧客が品質管理プロセスの下で、顧客の試験所であらゆる試験プロセスを実施し、そのデータを受け入れるプログラム

TPTDP
THIRD PARTY TEST DATA PROGRAM の項目を参照

TRACEABILITY PROGRAM
トレーサビリティ・プログラム
UL 認証部品であることを証明するためのプログラム。ワイヤリングハーネス・プログラム、リパッケージド（再包装）製品プログラム、スプリット・インスペクション（分割検査）プログラムなどがある

TRADEMARK/TRADENAME
商標、トレードマーク / トレードネーム
会社名の代わりに製品や銘板に表示するマークや略称などの名前

TURN AROUND TIME（TAT）
評価期間
プロジェクト完了までの期間。業務開始以降より担当エンジニアが確定する待ち時間も含まれる

TYPE L SERVICE
タイプ L サービス
ラベル使用量に応じて工場検査を実施するフォローアップサービスの形態。製造者は UL マークを UL のラベルセンターから入手する

TYPE R SERVICE
タイプ R サービス
基本的に年4回工場検査を実施するフォローアップサービスの形態。製造者は UL マークを自社で調達する

U

UL ASG Japan, Inc.
（株）UL ASG Japan
UL の子会社で、ISO をはじめとする各種マネジメントシステムの構築・運用を支援するサービスやセミナーを提供している

UL-CCIC Company Ltd.
中国の国有企業である中国試験認証（集団）有限公司(China Certification & Inspection (Group) Co., Ltd.、略称 CCIC）と UL の合弁企業

UL CERTIFICATION MARK
UL 認証マーク
リスティング•マーク、クラシフィケーション•マーク、レコグナイズド・コンポーネント・マーク、およびレコグナイズド・マーキングを含めた UL マークの総称。製品が UL の安全要求事項に準じて製造されていることを示す

UL Environment
環境に関連した検証 / 認証サービスを提供する UL の事業部門。Environment の項目を参照

UL EPH MARK
UL EPH マーク
衛生規格に適合している食品サービス機器に表示される三角形の UL マーク。EPH は、Environmental and Public Health の略語。リスティング EPH マークと、業務用調理器に貼付されるクラシフィケーション EPH マークがある

UL iQ™ DATABASES
UL iQ™ データベース
UL が認証した部品や材料に関する情報を網羅したオンライン・データベースで、プリント配線板、スイッチ、プラスチック、電気絶縁システム、電線などがある

UL Japan, Inc.
（株）UL Japan
UL の日本法人。本社は三重県伊勢市に置かれ、主に安全試験・認証、EMC/ 無線測定・認可、各種検査・検証、セミナー業務を提供している

UL Knowledge Services
ISO 9000 の認証を取得した、セミナーやアドバイザリー（技術相談・情報提供）サービスを提供する UL の事業部門。Knowledge Services の項目を参照

UL Life & Health
人々の生活や保健衛生に関連するサービスを提供するULの事業部門。Life & Healthの項目を参照

UL Product Safety
製品安全に関する業務を行う UL の事業部門。Product Safety の項目を参照

UL REPORT
UL レポート
登録された製品の詳細や UL マークや工場検査に関する規定やテストレコードが含まれたレポート。認証終了後、申請者に送られる。試験レポート、プロシージャ・レポート、申請者レポートともよばれる

UL STANDARDS FOR SAFETY
UL 安全規格
製品を認証して UL マークの表示を許可する判断

基準となる規格

UL Verification Services
ベリフィケーション（検査・検証）サービスを提供する UL の事業部門。Verification Services の項目を参照

UL-AR S MARK
UL-AR S マーク
アルゼンチンの規制に基づき適合性が検証された製品に表示が許可される安全認証マーク

UL-BR INMETRO MARK
UL-BR INMETRO マーク
製品に応じて貼付が強制されているブラジルの安全認証マーク

UL-EU MARK
UL-EU マーク
欧州の EN 規格に適合していると認められた製品・部品に対して UL が発行する任意の安全認証マーク。北米マークが組み合わされた欧州・米国・カナダ共通マークもある

UL-GS MARK
UL-GS マーク
ドイツ機器・製品安全法への適合性を示す任意の安全 /EMC 認証マーク。ドイツ以外でも広く認知されている

UL-JP MARK
UL-JP マーク
日本の JIS に適合していると認められた太陽電池モジュールに対して UL が発行する任意の安全・性能認証マーク

UL-MX NOM MARK
UL-MX NOM マーク
NOM 規格が発行されている製品に表示が強制されているメキシコの安全認証マーク

UNLISTED COMPONENT
アンリステッド・コンポーネント
完成品に使用される部品や材料が UL 認証登録されていない時、完成品とは別に、製品と同じ要求事項に適合することが要求される部品・材料。登録は一般公表されない

V

VARIATION ITEM
バリエーション・アイテム
バリエーション・ノーティスの対象となる各項目

VARIATION NOTICE（VN）
バリエーション・ノーティス（VN）
フォローアップサービス・プロシージャの記述や契約書の内容と、製品または製造工程の間に相違する不適合が発見された場合に、工場検査員がそれらを記録する文書

VARIATION NOTICE FEE
バリエーション・ノーティス費
工場検査時に製造者による修正、是正処置が要求されるバリエーション・ノーティスが発行された場合に発生する費用

VCCI
VCCI 協会
IT 機器や電子事務機器などから発生する妨害波を防止する自主規制を発行している業界団体

Verification Services
Verification Services（検査・検証サービス）
EMC/ 無線に関する試験・認証・適合証明、各国電波法認可取得支援、エネルギー効率試験、難燃性試験、品質管理審査など、各種のベリフィケー

ション（検査・検証）サービスを行う UL の事業

VN
VARIATION NOTICE の項目を参照

VOLUME NUMBER
ボリュームナンバー
申請者・登録者・製造者の組み合わせによって割り当てられる番号。ボリューム内には複数のセクション（特定の製品モデル・シリーズに割り当てられる）を設けることができる

W

WARNING MARKING
警告表示
申請された製品の使用や誤使用によってよく起きる常識的に予見可能な危険を防ぐために表示が要求されているマーキング。製品の設置条件や使用条件を制限したり、通常使用に伴う危険や常識的に予見可能な誤使用に伴う危険を使用者に警告する

WITNESSED TEST DATA PROGRAM（WTDP）
ウィットネスド・テストデータ（立会い試験）プログラム（WTDP）
データ・アクセプタンス（顧客評価データ活用）プログラム（DAP）の 1 つで、UL スタッフの監督の下、顧客または第三者の試験施設で試験が行われる制度

WMT
Witnessed Manufacturer's Testing の略称。CB スキームの製造者評価データ活用制度である MTL の 1 つで、NCB または CB 試験所の試験員の立会いの下で、製造者が自社試験所で試験を行う、立会いによる試験プログラム

WTDP
WITNESSED TEST DATA PROGRAM の項目を参照

付録
事業所案内

本社

〒 516-0021　三重県伊勢市朝熊町 4383-326
T:0596-24-6717
F:0596-24-8020

東京本社

〒 100-0005　東京都千代田区丸の内 1-8-3
丸の内トラストタワー本館 6 階
T:03-5293-6000
F:03-5293-6001

本社安全試験所

〒 516-0021　三重県伊勢市朝熊町 3600-18
T:0596-24-8008
F:0596-24-8002

本社 EMC 試験所

〒 516-0021　三重県伊勢市朝熊町 4383-326

T:0596-24-8999

F:0596-24-8124

湘南 EMC 試験所

〒 259-1220　神奈川県平塚市めぐみが丘 1-22-3

T:0463-50-6400

F:0463-50-6401

横輪 EMC 試験所

〒 516-1106　三重県伊勢市横輪町 108

T:0596-39-1485

F:0596-39-0232

申請ガイド

2013 年 9 月　第 1.2 版発行
発行　株式会社 UL Japan　ul.com
〒 516-0021　三重県伊勢市朝熊町 4383-326

無断で複写、転載することを厳禁します。